

## 第 3 章

# 平成18年度事業実績

平成18年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	事業名
I	快適で健やかな生活の実現	
	(1)	安全な水の確保（環境衛生チーム）
		① 水道施設等の整備に関する指導 ② 水道施設等の衛生指導 ③ 飲用井戸水の衛生対策指導
	(2)	食品等の安全性の確保（食品衛生チーム）
		① 食品営業許可施設等の指導 ② 食品の安全対策事業
	(3)	安全で衛生的な環境の確保（環境衛生チーム）
		① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談 ⑤ 衛生講習会の実施 ⑥ 温泉保護対策事業
	(4)	人にやさしいまちづくりの推進（高齢者支援チーム）
		① 「福島県やさしさマーク」交付事業
	(5)	安心して暮らせる住環境の整備促進（高齢者支援チーム）
		① 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業
	(6)	人と動物の共生の推進（食品衛生チーム）
		① 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況 ② 犬に関する苦情処理 ③ 飼い犬のしつけ方教室の実施 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業における動物適正管理対策
II	生涯にわたる健康づくりの推進	
	(1)	健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進（健康増進グループ）
		① 健康づくり栄養改善対策 ② 栄養表示基準・誇大表示禁止の指導事業 ③ 特定給食施設管理事業 ④ 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業 ⑤ 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業 ⑥ 食育計画推進事業
	(2)	生活習慣病予防の推進（地域支援・健康増進グループ）
		① 煙対策事業 ② 生活習慣病予防普及啓発事業 ③ 東白川地方地元食材によるヘルシー料理開発普及
	(3)	成人保健・職域保健の推進（高齢者支援チーム）
		① 老人保健事業市町村事務支援事業
	(4)	こころの健康づくり普及啓発事業（障がい者支援チーム）
		① ひきこもり・心の健康相談事業 ② ひきこもり家族教室 ③ こころの健康・自殺予防対策事業
	(5)	歯科保健対策（健康増進グループ）
		① 市町村歯科保健強化事業 ② ヘル歯ケア推進事業
	(6)	難病対策の推進（健康増進グループ）
		① 特定疾患治療研究事業 ② 遷延性意識障害者治療研究事業 ③ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ④ 難病在宅療養者支援体制整備事業 ⑤ 原子爆弾被爆者対策事業
(7)	感染症対策の推進（感染症予防チーム）	
	① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生動向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 予防接種普及事業	

大項目	中項目	事業名
	(8) 結核対策の推進（感染症予防チーム）	① 結核健康診断・予防接種（BCG） ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業
	(9) 薬物乱用の防止（医事薬事チーム）	① 薬物乱用防止事業 ② 指導取締事業
<b>Ⅲ 健康を支える医療の充実</b>		
	(1) 医療提供体制の整備（医事薬事チーム）	① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務
	(2) 救急医療体制の整備（医事薬事チーム）	① 第1次救急医療体制 ② 第2次救急医療体制 ③ 県南地域救急医療対策協議会 ④ 県中・県南地域メディカルコントロール協議会 ⑤ 救急救命法講習会
	(3) 災害時医療体制の充実（医事薬事チーム）	① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備
	(4) 移植医療の推進（医事薬事チーム）	① 骨髄バンク登録推進事業
	(5) 医薬分業の適正な推進（医事薬事チーム）	① 医薬分業の推進
	(6) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保（医事薬事チーム）	① 薬事監視 ② 薬事法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止
	(7) 献血者の確保（医事薬事チーム）	① 献血推進事業
	(8) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進	① 老人医療事務市町村技術的助言等 ② 老人医療費の概要
<b>Ⅳ 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進</b>		
	(1) 地域福祉の総合的・計画的推進（地域支援グループ）	① 市町村地域福祉計画の策定支援 ② 市町村社会福祉協議会指導監査
	(2) 県民の福祉活動への支援・参加促進（地域支援グループ）	① 市町村ボランティアセンター整備等
	(3) 保護援助を必要とする女性への支援（児童家庭支援チーム）	① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業
	(4) 生活援護を必要とする人への支援（地域支援・生活保護グループ）	① 生活保護の適正実施 ② 民生委員・児童委員の活動支援
	(5) 人権擁護の推進（児童家庭支援チーム）	① 家庭の虐待防止対策事業
<b>Ⅴ 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進</b>		
	(1) 母子保健医療施策の推進（児童家庭支援チーム）	① のびゆく子ども支援事業 ② 育児不安を持つ親のグループミーティング事業 ③ 豊かに「いのち」を育む支援事業 ④ 特定不妊治療費助成事業 ⑤ 医療援護事業 ⑥ 小児慢性特定疾患治療研究事業 ⑦ 不妊総合相談事業 ⑧ 先天性代謝異常検査事業 ⑨ 新生児聴覚検査事業 ⑩ 県南地域思春期保健対策推進事業 ⑪ 10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業

大項目	中項目	事業名
	(2) 子育て支援環境づくりの推進 (児童家庭支援チーム)	① 児童手当の支給状況 ② うつくしま子ども夢プランの推進 ③ 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導
	(3) 子育て家庭の支援 (児童家庭支援チーム)	① 母子・寡婦福祉事業
	(4) 子育てと仕事の両立支援 (児童家庭支援チーム)	① 保育所の状況 ② 保育対策等促進事業等 ③ 認可外保育施設の状況
	(5) 子どもの健全育成の推進 (児童家庭支援チーム)	① 放課後児童健全育成事業 ② わくわく放課後支援事業 ③ 障がい児受入支援事業
	(6) 子どもの権利擁護の推進 (児童家庭支援チーム)	① 要保護対策の推進
	(7) 小児医療体制の充実	① 小児初期救急医療体制の確保
	VI 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進	
	(1) 介護保険事業支援計画等の推進 (高齢者支援チーム)	
	(2) 生きがいつくりと社会参加の促進 (高齢者支援チーム)	① 百歳高齢者知事賀寿事業 ② 高齢社会対策推進事業 ③ 老人クラブ活動等事業
	(3) 健康づくりと介護予防の推進 (高齢者支援チーム)	① 地域支援事業 ② 認知症予防対策事業
	(4) 施設医療・介護の充実 (高齢者支援チーム)	① 老人福祉施設の運営指導及び監査事業
	(5) 介護保険制度の円滑な運営 (高齢者支援チーム)	① 介護保険認定 ② 介護保険法事業者指定 ③ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査 ④ 介護保険対象サービスの利用状況
VII 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進		
	(1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進 (障がい者支援チーム)	① 精神保健福祉研修会の開催
	(2) 総合療育体制の推進 (障がい者支援チーム)	① 障がい児(者)地域療育等支援事業
	(3) 雇用と就労の促進 (障がい者支援チーム)	① 精神障がい者社会適応訓練事業 ② 障がい者小規模作業所運営事業 ③ 障がい者小規模作業所緊急支援市町村補助事業 ④ 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助事業
	(4) 自立の支援と社会参加の促進 (障がい者支援チーム)	① 障がい児・者情報バリアフリー化支援事業 ② 精神障がい者保健福祉手帳交付事業 ③ 精神障がい者地域生活支援センター運営事業 ④ 精神障がい者福祉ホーム運営事業 ⑤ 身体障がい者相談員の配置 ⑥ 知的障がい者相談員の配置
	(5) 人権への配慮と医療の確保 (障がい者支援チーム)	① 精神障がい者の措置入院等に関すること ② 精神病院実地指導及び入院者の実地審査事業 ③ 精神障がい者通院医療費公費負担 ④ 自立支援医療(精神通院医療)認定手続き関係事務 ⑤ 精神障がい者家族教室の開催

大項目	中項目	事業名
	(6) 在宅福祉サービスの充実（障がい者支援チーム）	① 重度障がい者支援事業 ② 特別障がい者手当等の支給事業 ③ 身体障がい者居宅介護等事業 ④ 身体障がい者デイサービス事業 ⑤ 身体障がい者短期入所事業 ⑥ 知的障がい者・児童居宅介護等事業 ⑦ 知的障がい者・児童デイサービス事業 ⑧ 知的障がい者・児童短期入所事業 ⑨ 知的障がい者地域生活援助事業 ⑩ 身体障がい者補装具交付・修理事業 ⑪ 身体障がい者更生医療給付事業 ⑫ 身体障がい者日常生活用具給付等事業 ⑬ 身体障がい児補装具交付・修理事業 ⑭ 重度障がい児・者日常生活用具給付等事業 ⑮ 地域活動支援センター運営事業 ⑯ 自立支援給付費負担事業（障害福祉サービス費等） ⑰ 自立支援給付費負担事業（自立支援医療（更生医療）） ⑱ 自立支援給付費負担事業（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費） ⑲ 自立支援給付費負担事業（補装具費） ⑳ 障がい者地域生活推進事業（障がい者自立支援・社会参加総合推進事業） ㉑ 地域生活支援事業（相談支援事業） ㉒ 地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業） ㉓ 地域生活支援事業（移動支援事業） ㉔ 地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業） ㉕ 地域生活支援事業（その他の事業）
	(7) 施設福祉サービスの充実（障がい者支援チーム）	① 身体障がい者施設訓練等支援費事業 ② 知的障がい者施設訓練等支援費事業
	(8) 障がい者の地域生活移行の促進（障がい者支援チーム）	① 県南障がい保健福祉圏域プランの実施 ② 生活介護支援センターの整備 ③ 障害福祉サービス事業所の整備 ④ 生活支援センターの設備整備 ⑤ 精神障がい者地域生活移行促進事業 ⑥ 地域生活移行調整会議の設置
	VIII 保健・医療・福祉のさらなる推進	
	(1) 健康危機管理の体制整備（地域支援グループ、高齢者者支援・医事薬事チーム）	
	(2) 情報ネットワークの構築（地域支援グループ）	① ホームページ管理運営事業 ② 社会関係及び保健衛生統計調査事業
	(3) サービス総合化のシステムの確保（地域支援グループ）	① 県南地域保健医療福祉推進会議の開催
	(4) 保健・医療・福祉における研修の推進（地域支援グループ）	① 地域保健福祉活動推進研修事業
	(5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上（地域支援グループ）	① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導

# I 快適で健やかな生活の実現

## I-1) 安全な水の確保

### 1 水道施設等の整備に関する指導

(根拠) 水道法

平成18年3月末現在の管内の水道普及率は92.2%であり、県平均の91.9%と同レベルにありますが、山間部を抱える東白川郡3町村においては投資効率が良くないことから普及率が伸びておりません。

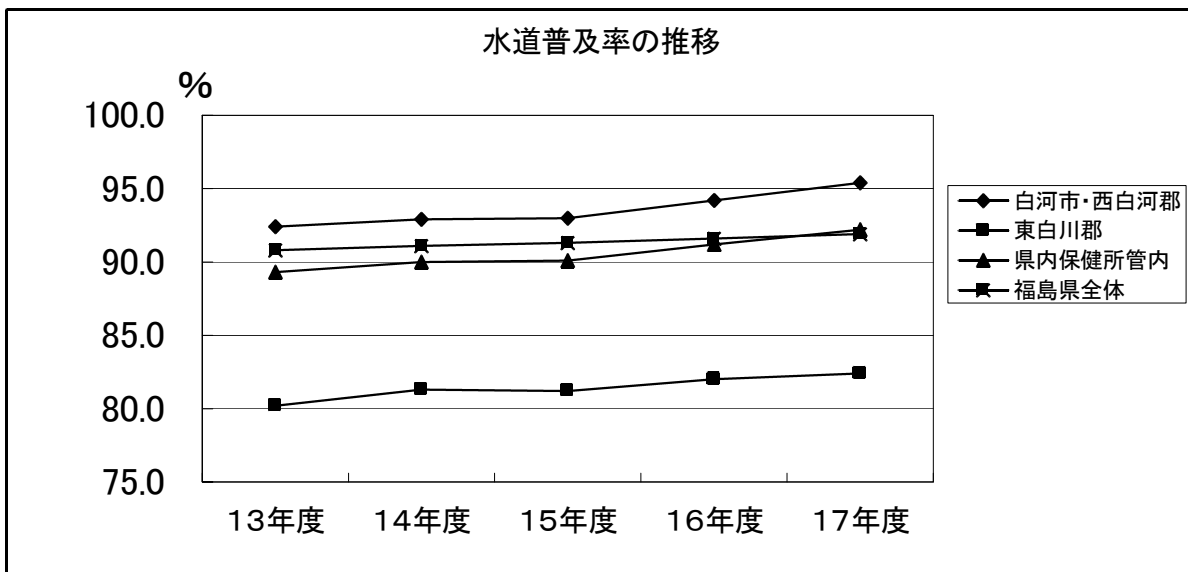
安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H18.3.31現在)

市町村	行政区域内総人口	給水人口				年度末現在水道普及率(%)					
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	
白河市	白河	47,447	40,390	6,491		46,881	98.8	96.5	96.2	95.4	96.0
	表郷	7,265	6,945		55	7,000	96.4	95.6	95.4	94.2	93.9
	大信	4,872		4,732		4,732	97.1	96.2	93.7	97.0	95.5
	東	6,085	5,819			5,819	95.6	96.6	95.1	93.4	93.8
	計	65,669	53,154	11,223	55	64,432	98.1	-	-	-	-
西郷村	19,501	17,472		483	17,955	92.1	92.0	89.8	90.0	87.2	
泉崎村	6,761	5,875			5,875	86.9	85.6	85.5	85.6	85.6	
中島村	5,147		4,934		4,934	95.9	93.1	93.6	93.2	93.3	
矢吹町	18,727	17,291			17,291	92.3	92.3	89.3	90.2	88.7	
小計	115,805	93,792	16,157	538	110,487	95.4	94.2	93.0	92.9	92.4	
棚倉町	15,693	14,463	827		15,290	97.4	98.5	96.6	98.0	98.0	
矢祭町	6,706		5,860		5,860	87.4	86.7	86.6	86.4	85.9	
塙町	10,524		7,772	441	8,213	78.0	76.7	77.1	75.4	72.9	
鮫川村	4,254		1,162	105	1,267	29.8	28.6	27.8	27.8	25.2	
小計	37,177	14,463	15,621	546	30,630	82.4	82.0	81.2	81.3	80.2	
県南合計	152,982	108,255	31,778	1,084	141,117	92.2	91.2	90.1	90.0	89.3	
福島県	2,081,243	1,748,626	156,071	7,312	1,912,009	91.9	91.6	91.3	91.1	90.8	

(出典:「福島県の水道」・福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生グループ編)



## 2 水道施設等の衛生指導

水道法及び福島県給水施設等条例に基づき水道施設等の立入検査を実施し、維持管理状況の把握や衛生管理指導を実施しました。(参照資料編 表1)

## 3 飲用井戸水の衛生対策指導

有害物質等による汚染が判明した飲用井戸の利用者に対しては水道水への転換を指導したほか、水質検査の実施を指導しました。また、地下水環境基準を超過した井戸については、県南地方振興局と連携して飲用指導を行いました。

# I - 2) 食品等の安全性の確保

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成18年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小学校の児童を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

## 1 食品営業許可施設等の指導

(根拠) 食品衛生法

### (1) 食品営業施設の許可状況

平成18年度末現在の食品営業許可施設数は3,583施設で、このうち飲食店営業が1,696施設で全体の47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。(参照資料編 表2)

また、営業許可を要しない施設数は3,350施設で、菓子販売業が全体の47%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。

(参照資料編 表3)

### (2) 食品関係施設の監視・指導

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。(参照資料編 表2)

平成18年度における監視指導総数は4,994件で、その内許可施設の延べ監視件数は2,987件、許可を要しない施設の延べ監視件数は2,007件となっています。

(参照資料編 表3)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

#### ■拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	2	28(14カ所×2)	腸炎ビブリオ菌・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

## 2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

### (1) 食品等の収去検査

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生確保の指導を行いました。検査結果が不良のものはありませんでした。(参照資料編 表4)

#### ■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	安全対策収去
魚介類	19	16	3
冷凍食品	10	10	
魚介類加工品	42	42	
肉卵類加工品	53	49	4
乳製品	2		2
アイスクリーム類	7	7	
穀類・その加工品	27	26	1
野菜果物・その加工品	185	133	52
菓子類	58	58	
清涼飲料水	5	5	
水	1	1	
その他の食品	13	11	2
合計	422	358	64
検査目的		病原性微生物・食品の成分規格・一般細菌等	残留農薬・貝毒・食品添加物等

#### ■食品別買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	3	イナジマス(抗生物質等)
穀類・その他加工品	3	米(カドミウム)トクモロシ(遺伝子)
合計	6	

### (2) 食品衛生思想の普及啓発

#### ア 衛生教育

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品業者等からの依頼に対しては、講師を派遣しての衛生講習会(出前講座)を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小学校の児童を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を86回開催し、受講者数は2,496名で、出前講座は28回、受講者は932名でした。

#### ■衛生教育講習実施状況

単位：回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	31	790
食品衛生責任者養成講習会	3	69
食品衛生責任者再教育講習会	10	69
集団給食施設関係者講習会	6	236
消費者等食品衛生講習会	1	7
小(中)学校の食品衛生教室	28	1035
その他	7	290
計	86	2496

#### ■出前講座(再掲)

区分	実施回数	受講者数
業者等	21	698
集団給食施設	2	30
消費者等	0	0
その他	5	204



## イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（８月）中に、消費者、業界、行政の３者による食品衛生懇談会、施設見学会、街頭キャンペーン等を実施し、食品衛生知識の普及啓発を行いました。

### ■食品衛生懇談会

月 日	会 場	参 加 者
8月1日	白河商工会議所	消費者5名、製造業者1名、販売業者1名、食品営業者6名、行政4名

### ■食品取扱施設見学会

月 日	見学施設	参 加 者
8月1日	東北相模ハム株式会社	消費者5名、製造業者1名、販売業者1名、食品営業者6名、行政4名

### ■街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月1日	ベイシア白河店	保健所5名、県南食品衛生協会10名
8月4日	ヨークベニマル棚倉店	保健所4名、県南食品衛生協会 9名

## (3) 『食品安全110番』の状況

食品の安全に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置するとともに、違反や事件の疑いのあるものについては、食品衛生関係法令を所管する関係機関と連携し、立入調査を行うなどして違反等の再発防止に努めました。

苦情・相談の件数は、6件（原材料偽装の疑い1件、販売時の衛生管理2件、破損食品1件、表示不良1件、異物混入1件）でした。

### ■食品110番受付件数

受付件数	処 理 件 数	
	当 所	他保健所へ通報
	6	0

## (4) 食中毒の発生状況

平成18年度、管内においては、食中毒の発生はありませんでした。

### ■食中毒の発生件数

年 度	14	15	16	17	18
発生件数	4	1	2	0	0

## (5) 調理師・製菓衛生師試験

### ■食中毒の発生件数

	受験者数	合格者	合 格 率
調理師試験	44	32	72.7 %
製菓衛生師試験	4	3	75.0 %

## I-3) 安全で衛生的な環境の確保

### 1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

#### (1) 生活衛生関係営業施設

生活衛生関係営業施設は、微減傾向にあり、中でも施設の老朽化や営業形態の変化による旅館やクリーニング取次所の廃止が大きく影響しています。

営業施設に対しては定期的な監視指導を実施し、衛生管理基準の遵守に向けた指導を行いました。(参照資料編 表5)

#### ■市町村別環境衛生関係営業施設数

平成19年3月31日現在

市町村	旅館業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白河市	10	38	4		4		17	101	128	16	44	362	
西郷村	7	16	5				10	23	24	2	5	92	
泉崎村	1	3	2		1		3	8	9		5	32	
中島村		1					1	8	7	1	2	20	
矢吹町	2	9	2	1	1		6	26	38	4	16	105	
小計	20	67	13	1	6	0	37	166	206	23	72	611	
棚倉町	4	19	2		1		8	26	36	3	18	117	
矢祭町		7	4				3	8	14	2	3	41	
塙町	1	10	1				3	16	26	5	10	72	
鮫川村		4	5				3	7	4		2	25	
小計	5	40	12	0	1	0	17	57	80	10	33	255	
合計	25	107	25	1	7	0	54	223	286	33	105	866	
年度別施設数	17年度	26	111	24	1	7	0	54	227	281	33	107	871
	16年度	26	115	24	1	7	0	55	229	281	33	117	888
	15年度	24	116	24	1	7	0	54	225	284	36	129	900
	14年度	24	121	25	1	7	0	52	224	283	36	142	915
	13年度	24	122	23	1	6	0	54	227	281	37	153	928

#### ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的宿泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	1	1	9	13							1	25
旅館営業	2	3	1	3	20	6	68	2			2	107
簡易宿所営業(通年)			1				13	1			3	18
簡易宿所営業(季節)									7			7

#### イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	サウナ風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	10	0	8	10	2	22	54

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
33	2	3	0	0	105	138

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理容所			美容所			クリーニング所		
理容師数	その他	小計	美容師数	その他	小計	クリーニング師数	その他	小計
435	6	441	452	21	473	46	215	261

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成19年3月31日現在

市町村	火葬場	墓地・納骨堂	特定建築物	建築物環境衛生登録業	コインランドリー	一般プール	温泉		合計	
							源泉	利用施設		
白河市	1	177	22	5	8	6	6	5	230	
西郷村		57	7		1	4	28	24	121	
泉崎村		10		1	1	1	3	5	21	
中島村		14				0	1	1	16	
矢吹町	1	49	6		3	2	7	8	76	
小計	2	307	35	6	13	13	45	43	464	
棚倉町	1	94	4	1	2	2	2	3	109	
矢祭町		68	1			1	3	4	77	
塙町		88	1	2	1	1	9	11	113	
鮫川村		46				1	5	3	55	
小計	1	296	6	3	3	5	19	21	354	
合計	3	603	41	9	16	18	64	64	818	
施設数	17年度	3	602	41	9	16	18	64	60	813
	16年度	3	606	41	8	17	19	65	65	824
	15年度	3	607	41	9	16	20	67	64	827
	14年度	4	607	38	8	13	19	67	61	817
	13年度	4	607	39	7	13	19	69	62	820

ア 火葬場等施設内訳調べ

火葬場			墓地					納骨堂		
公営	その他	小計	公営	法人	共同	個人	小計	公営	法人	小計
3		3	373	125	59	44	601		2	2

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所 (再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)	(1)	(2)		(1)	(12)
	4	14	6	1	2	9	6	41
管理技術者選任数	4	14	6	1	2	9	6	41

( ) 内は公用公共施設数で内書き

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
2				6	1				9

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
14	4	18

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果、全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (基準値)
	不検出	検 出	
15	9	6	10cfu/100ml

(2) 理容・美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容・美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施設 数	ブドウ球 菌検出数	一般細菌 検出数	いずれも 不検出	検査施設 数	ブドウ球 菌検出数	一般細菌 検出数	いずれも 不検出
カミソリ	15	6	9	4	3	2	1	1
はさみ	16	3	6	9	11	0	5	6
くし	16	7	5	5	11	0	6	5
ひげブラシ	13	3	2	2	—	—	—	—

### 3 家庭用品安全対策試買検査

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

#### ■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	メタノール	計
検体数	4	4	3	3	14
不適数	0	0	0	0	0

### 4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談

住民からの相談に対して害虫等の同定、駆除相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

	カミシ	ダニ	ネズミ	ハチ	ガ	シロアリ	コアリ	ハエ	合計
苦情・相談数	2	2	2	2	1	1	1	1	12
被害者数									0

### 5 衛生講習会の実施

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

開催日	内 容	開催場所	出席者数	主催者
平成18年 4月24日	理容組合総会時衛生講話	矢吹町	30人	理容組合矢吹支部
平成18年 4月24日	〃	白河市	50人	理容組合白河支部
平成18年10月16日	理容業衛生消毒講習会	矢吹町	32人	理容組合矢吹支部
平成18年10月30日	〃	棚倉町	19人	東白川理容師会
平成18年11月 7日	〃	白河市	75人	白河理容師会
平成18年 8月30日	温泉入浴施設におけるレジオネラ症防止対策講習会	埴町	14人	県南保健所
平成18年10月 3日	給水施設維持管理講習会	白河市	17人	県南保健所
平成18年10月26日	平成18年度クリーニング師研修及び業務従事者講習	郡山市	187人	(財)福島県生活衛生営業指導センター
平成19年 3月 6日	レジオネラ症防止対策講習会	郡山市	130人	郡山市

## 6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

福島県温泉保護利用対策要綱及び関連通知に基づき、温泉資源の枯渇防止、安定供給及び有効利用を図るため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

### ■温泉源泉数及び監視指導状況

平成19年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		源泉総数	湧出量 (l/分)		監視指導 源泉実数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
7	25	7	25	64	251	4,589	63

### ■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 施設実数
浴用	飲用		
64	0	64	55

## I-4) 人にやさしいまちづくりの推進

### 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表6)

## I-5) 安心して暮らせる住環境の整備促進

### 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

(根拠) 福島県高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

高齢者が自宅における転倒等により要介護（要支援）状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて自立した在宅生活の継続を図ることを目的に市町村へ補助金を交付しました。

### ■高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施市町村及び件数

市町村	実施有無	補助件数	市町村	実施有無	補助件数
白河市	○	24	棚倉町	○	4
西郷村	○	1	矢祭町		
泉崎村			塙町	○	7
中島村	○	4	鮫川村	○	8
矢吹町	○	9	計	7	57

## I-6) 人と動物の共生の推進

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア育成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

### 1 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(根拠) 狂犬病予防法

平成18年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。(参照資料編 表7)

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,369	353	276	3,433	78.6%
西郷村	1,499	110	106	1,119	74.6%
泉崎村	601	46	53	419	69.7%
中島村	489	49	46	367	75.1%
矢吹町	1,515	68	74	975	64.4%
棚倉町	932	82	87	780	83.7%
矢祭町	538	70	54	501	93.1%
埴町	650	61	108	502	77.2%
鮫川村	477	46	24	317	66.5%
合計	11,070	885	828	8,413	76.0%

### 2 犬に関する苦情処理状況等

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成18年度の犬に関する苦情件数は258件で、わずかではありますが減少傾向にあります。

なお、その内容は、放浪犬・迷い犬・放し飼いに関するものが多く、これらの苦情が全体の約72% (186件) を占めています。(参照資料編 表8, 9)

#### ■ 犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜・田畑等の被害
件数	30	26	76	80	8	8
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	8	0	10	4	8	258

### 3 飼い犬のしつけ方教室

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを取得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

なお、平成18年度の実施状況は次のとおりです。

区分	回数	受講者数
学科	3	24名
実技	3	25名

### 4 動物の譲渡事業

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物の命もまた貴重なものであり、いたずらにその命を奪うべきではないという視点に立って、保健所に収容された犬及び猫に生存の機会を与え適正飼養を促進するため、抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。

#### ■譲渡の内訳

成犬	7頭
子犬	4頭
子猫	2頭

### 5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

#### ■獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数※
11校	298名	14名

※ 動物愛護ボランティア及び獣医師

### 6 動物取扱業における動物適正管理対策

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。



■ 動物取扱業施設状況

平成19年3月31日現在

市町村	販売	保管	貸出	訓練	展示	計	主な取扱動物等
白河市	7(2)	8(4)			1(1)	16(7)	<販売> 犬、猫、ウサギ、ハムスター、 インコ、ハト、水鳥、 カメ <保管> 犬、猫 <展示> 馬
西郷村	2	1	1		2(1)	6(1)	
泉崎村	1					1	
中島村						0	
矢吹町	3(1)	2				5(1)	
棚倉町	2(1)	1(1)			1(1)	4(3)	
矢祭町						0	
塙町	1					1	
鮫川村						0	
計	16(4)	12(5)	1	0	4(3)	33(12)	

( )内：動物取扱業登録数(再掲)

※ 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、平成18年6月1日から動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の登録を受けなければならないこととなった。

〔ただし、経過措置として、新法施行以前に届出を行い当該業を営んでいる者については、平成19年5月末日までの間、新法の登録を受けなくても引き続き当該業を営むことが出来る。〕

## II 生涯にわたる健康づくりの推進

### II-1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

#### 1 健康づくり・栄養改善対策

##### (1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの面接指導・集団指導・電話等で指導を行いました。(参照資料編 表10)

項 目		平成17年度	平成18年度
個別指導	延人員	254人	380人
集団指導	回数	35回	24回
	延人員	1,262人	837人

##### (2) 国民健康・栄養調査

(根拠) 健康増進法第10条

健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、指定地区において実施しました。

- ・対象世帯数 22世帯
- ・実施世帯数 5世帯(参加者数 14名)
- ・調査時期 11月

##### (3) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養担当者会議を通して連携を図るとともに、子どもからの生活習慣病予防対策のため、市町村事業ワーキングのメンバー及び推進委員として参加しました。

- ・矢吹町 3回 (矢吹っ子の健康を考える連絡会・ワーキング)
- ・矢吹中学校 保健委員会 1回

##### (4) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
管理栄養士申請書等進達事務	10件	14件	6件
栄養士申請書等進達事務	13件	29件	24件
管理栄養士国家試験等の事務指導	0件	11件	4件
窓口相談等	30件	4件	3件

#### 2 栄養表示基準・誇大表示禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び販売する物に関する広告、その他の表示について指導を実施しました。

項 目	平成17年度	平成18年度
栄養表示等相談および指導	36件	36件

### 3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

管内の特定給食施設数、管理栄養士、栄養士の配置状況は資料のとおりです。

(参照資料編 表11, 12)

#### ■特定給食施設数

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
特定給食施設	61施設	72施設	73施設
小規模特定給食施設	53施設	44施設	40施設
計	114施設	116施設	113施設

#### (1) 集団指導(特定給食施設講習会)

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営に関する必要事項及び健康に関する各種情報の取得を促すことを目的に実施しました。

講習会は、給食施設栄養管理点検票に基づく巡回指導の結果から、給食施設設置者若しくは管理者及び給食従事者に対し実施しました。

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
開催回数	3回	8回	4回
参加者数	延 142人	延 370人	延 205人
参加施設数	延 108施設	延 321施設	延 167施設

#### (2) 特定給食施設等に対する個別指導の実施結果

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条による指導助言を113施設に実施しました。  
(参照資料編 表13)

### 4 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業

健康づくり対策においては、地域ボランティアの積極的な地域活動への参画が重要であるため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び地区組織活動を支援しました。

地区食生活改善推進員連絡協議会支援(管内食生活改善推進員数181人)

県南地区活動: 総会2回(県総会含む)、理事会3回、研修会1回、  
相談30回

計 36回 参加延数283人

### 5 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

管内の飲食店等が外食を通じた健康づくりの必要性を認識し、食事の栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことにより、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備(うつくしま健康応援店)を図りました。

今後とも、各市町村に「うつくしま健康応援店」登録店舗数の拡大を図ります。

(1) 事業内容: ①メニューの栄養成分表示

②栄養・健康情報の提供

③ヘルシーメニューの提供

(強調メニュー、体にやさしいオーダーメニュー)

④禁煙・分煙の実施

(2)	「うつくしま健康応援店」登録店舗数		
	平成15年度	3店舗	
	平成16年度	9店舗	
	平成17年度	11店舗	
	平成18年度	8店舗	計31店舗

## 6 食育計画推進事業

(根拠) 食育基本法

食育基本法第16条第1項に基づき、福島県が食育基本法を策定するため開催した検討会等に参画しました。

保健福祉部内検討会	1回
福島県食育推進懇談会	1回

## II-2) 生活習慣病予防の推進

### 1 喫煙対策事業

(根拠) 健康増進法第25条

「健康ふくしま21計画」では、生活習慣病予防のため、「喫煙対策」の取り組みを重要課題としていることから、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。(参照資料編 表14)

事業内容

- (1) 世界禁煙デーにおける普及啓発
  - ・啓発用チラシの配布 1,000枚
- (2) 禁煙支援実施医療機関等の情報提供
  - 禁煙支援を実施している医療機関等の情報を関係機関に提供しました。
  - ・学校等へ配布 1,000枚
- (3) 喫煙防止教育支援
  - ・出前講座で講師派遣：小・中学校 5回 771人
  - その他関係団体 4ヶ所 137人

### 2 生活習慣病予防普及啓発事業

「健康づくりのための運動指針2006」及び「生活習慣病予防のためのエクササイズ2006」について啓発活動を行いました。

- (1) 講演会
  - ・日時 平成19年2月6日(火)
  - ・場所 ホテルサンルート白河
  - ・参加者数 198人
- (2) 健康教育 44回 1,934人

### 3 東白川地方地元食材によるヘルシー料理開発普及

東白川地方にある地元の特選食材を使いヘルシー料理の開発と普及を行うことにより、地産地消を踏まえた東白川地域住民の生活習慣病予防や食の安全、衛生思想の普及に寄与しました。

- (1) ヘルシー料理コンクール

- ア 第一次審査（書類審査）
    - ・開催日：平成18年10月16日（月）
    - ・会場：県南保健福祉事務所会議室
    - ・応募作品：26品
    - ・審査通過作品：9品
  - イ 第二次審査（調理・試食審査）
    - ・開催日：平成18年11月19日（日）
    - ・会場：棚倉町倉美館
    - ・審査作品：8品（一次審査通過作品1品辞退）
    - ・審査員：昭和学院短期大学教授外10人
    - ・審査結果：最優秀賞1品、優秀賞2品、アイデア賞1品、特別賞4品
- (2) ヘルシー料理講習会  
コンクール入賞作品を用いて料理講習会を4町村で開催しました。
- ・開催日：平成19年2月26日（月）外3日
  - ・会場：矢祭町山村開発センター外
  - ・受講者：食生活改善推進員等69人
  - ・講師：ヘルシー料理コンクール入賞者

## II-3) 成人保健・職域保健の推進

### 老人保健事業市町村事務支援

住民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、市町村において、老人保健法に基づく保健事業が実施されています。

保健事業は、①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④健康診査 ⑤機能訓練 ⑥訪問指導からなっており、40歳以上を対象に事業が実施されておりますが、平成18年4月の介護保険法改正に伴い、65歳以上に対する事業は、健康手帳の交付及び健康診査を除き、介護保険法上の地域支援事業（介護予防事業）として再編されています。

その他、がん検診や肝炎ウィルス検診等も実施されています。（参照資料編 表15）

これらの各事業の「保健事業平成18年度計画」に基づく円滑な実施と、市町村高齢者保健福祉計画の達成を図るため、市町村に対し助言及び支援を行いました。

### (1) 老人保健事業市町村事務技術的助言

(根拠) 老人保健事業（医療等以外）市町村事務技術的助言実施方針

生活習慣改善等を通じた疾病予防対策の推進、要介護状態予防対策の推進、健康度評価の実施及び適切な事務執行のため、市町村に対し事務技術的助言を行いました。

- ・実施市町村：白河市、泉崎村、矢祭町（管内の1/3程度）

## II-4) こころの健康づくり普及啓発事業

### 1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコールに関する事など様々な心の問題に対して、心の健

康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数			
		(人)		うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談	12	17	17	9	9
その他来所相談	随時	57	85	5	9
電話相談	随時	52	112	13	16
家庭訪問		14	30		
計		140	244	27	34

## 2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県心の健康サポート事業実施要綱

ひきこもりの状態にある者の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応の心構えを学んだり、家族の悩み等を共有できる場を設け、家族の精神的安定を図るとともに、家族の相互援助的な力を回復・強化し、家族と本人の関係を築き直す機会につなげました。

- ・開催回数 5回
- ・参加実人数 18人
- ・参加延人数 43人

## 3 こころの健康・自殺予防対策事業

(根拠) こころの健康・自殺予防対策事業実施要綱

近年増加の著しい中高年の自殺を抑制するため、自殺率の高い管内市町村又は企業等を1か所以上選定し、地域に根ざした自殺予防対策を展開しました。

(1) うつ病及び自殺予防対策検討会

開催日・場所	主な内容	構成員	参加者数
平成18年10月30日(金) 矢祭町役場会議室	・こころの健康・自殺予防対策事業について ・一次調査の結果について	・矢祭町関係職員 ・矢祭町保健福祉関係者	11人
平成19年2月26日(月) 矢祭町役場会議室	・こころの健康・自殺予防対策事業実施状況について ・平成19年度事業計画(案)について	・医師 ・県南保健福祉事務所	11人

(2) うつスクリーニングの実施

調査区分	調査方法	対象者	実施期間	協力者等
一次調査	心の健康度自己評価票によるスクリーニング	40歳以上の住民で総合検診受診者	平成18年8月18日～8月30日	協力者 1,611人 有効回答 1,560人
二次調査	面接調査	一次調査の結果二次調査の対象となった者	平成18年11月～12月 6回	・二次調査対象者 345人 ・二次調査受診者 72人

(3) こころの健康教室（うつ病及びうつ病予備軍と診断された住民への支援）

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成19年1月31日（水） 矢祭町山村開発センター	・講話「ストレスとうつ病」ストレスはなぜ起こるか。うつ病の気づきと対応について ・茶話会	二次調査の結果、有所見となった者	7人
平成19年2月9日（金） 矢祭町山村開発センター	・講話「リラックス方法について」 ・茶話会		4人

(4) 自殺予防対策キャンペーン

開催日・場所	主な内容	上映時間等	実施方法	参加者数
平成18年12月3日（日） ユーパル矢祭	・映画「待合室」の上映 ・「うつ病を知っていますか」の普及啓発チラシの配布	・14:00～ ・18:00～ 2回上映	・町が主体となった実行委員会を組織	450人

## II-5) 歯科保健対策

### 1 市町村歯科保健強化事業

(根拠) 市町村歯科保健強化事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、歯科保健情報システムの活用により市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健情報体制の構築を図りました。

#### (1) 歯科保健情報システム

市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しました。  
(参照資料編 表16)

#### (2) 市町村歯科保健支援体制検討会

- ・日 時：平成18年12月11日（月）
- ・場 所：県南保健福祉事務所会議室
- ・出席者：管内市町村歯科保健担当者、管内歯科医師会代表 13人
- ・内 容：① 平成17年度歯科保健情報システムの結果報告  
② 健康ふくしま21計画中間評価について

#### (3) 地域歯科保健推進研修会

- ・日 時：平成19年 1月25日（木）
- ・場 所：サンフレッシュ白河
- ・出席者：市町村、特定給食施設の管理栄養士・衛生担当者・保母、食生活改善推進員、歯科関係者 88人
- ・内 容：講演  
「口腔の健康を考える食生活」  
一歯の健康をつくる食習慣づくりを目指して－  
奥羽大学 口腔衛生学教授

### 2 ヘル歯一ケア推進事業

(根拠) ヘル歯一ケア推進事業実施要領

生涯を通して歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者・高齢者に対し口腔保健指導を行うとともに、介護施設保健担当者の口腔ケア支援、口腔ケアの助言指導を行い、口腔状態の改善を図りました。

■在宅療養者口腔保健指導状況

		所内相談	所外相談
指導件数		8人	0人
内訳	難病	6人	0人
	心身障がい	2人	0人
	その他	0人	0人

■施設入・通所者口腔保健指導

訪問施設名	指導実施者数	指導内容等
福島県からまつ荘	308人	施設入所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア指導
大信「聖・虹の郷」	10人	施設入所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア指導
福島県立西郷養護学校	74人	施設職員への口腔ケア指導
NPO法人アクト	9人	施設通所者への口腔ケア指導

## II-6) 難病対策の推進

(根拠) 難病対策要綱

難病対策は、昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づいて、行われており、難病として行政施策の対象となる疾病の範囲を次の2項目に整理しています。

- ①原因不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れのない疾病
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病

対策の推進方法として、①調査研究の推進②医療施設の整備③医療費自己負担の軽減④地域における保健医療福祉の充実・連携⑤QOL（生活の質）の向上を目指した福祉施策の推進を5本柱とし、総合的な難病対策の推進を図っています。

### 1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

特定疾患治療研究事業は、原因が不明で治療法が確立しておらず、かつ生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患について、原因の究明、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分を公費負担することにより、患者及び家族のみなさんの負担を軽減するものです。この特定疾患治療研究事業について、従来は、自己負担部分の全額が公費負担とされてきましたが、平成10年5月から、重症以外の患者について定額による患者の自己負担が導入されています。

管内の平成18年度の特定疾患医療受給者証所持者数は表1のとおりです。

総数は、593件で、疾患別では潰瘍性大腸炎92件、パーキンソン病76件、全身性エリテマトーデス48件、網膜色素変性症41件となっています。

市町村では表2のとおりです。



表1 特定疾患医療受給者証所持者数

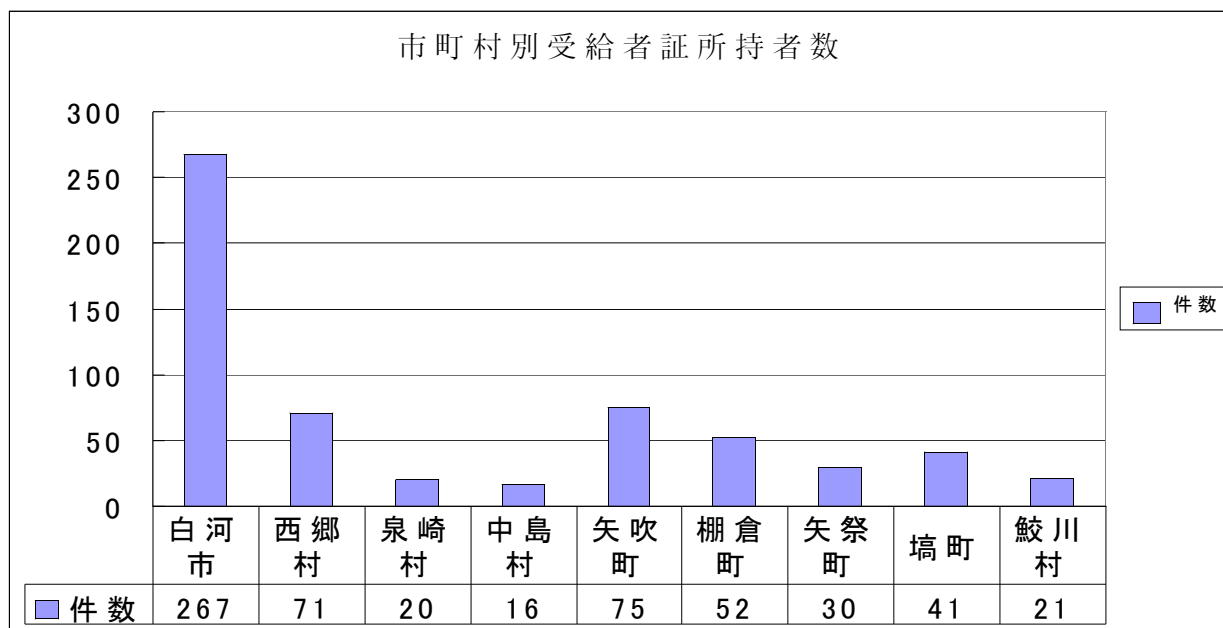
平成19年3月31日現在

NO	病名	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村	計
1	ベーチェット病	14	4	—	1	4	2	1	1	—	27
2	多発性硬化症	5	1	—	—	2	—	1	2	1	12
3	重症筋無力症	3	1	—	—	2	1	1	—	—	8
4	全身性エリテマトーデス	17	6	1	2	7	5	5	3	2	48
5	スモン	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
6	再生不良性貧血	5	2	—	—	4	—	1	—	1	13
7	サルコイドーシス	5	5	1	—	1	2	2	1	—	17
8	筋萎縮性側索硬化症	4	1	—	—	—	—	—	—	—	5
9	強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	16	5	1	1	7	2	—	1	4	37
10	特発性血小板減少性紫斑病	8	2	—	1	1	5	2	1	—	20
11	結節性動脈周囲炎	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2
12	潰瘍性大腸炎	50	10	1	2	12	5	4	5	3	92
13	大動脈炎症候群	3	—	—	—	—	1	—	1	—	5
14	ビュルガー病	3	3	1	—	1	—	1	—	—	9
15	天疱瘡	—	—	1	—	1	2	—	1	—	5
16	脊髄小脳変性症	10	1	—	1	3	2	2	1	—	20
17	クローン病	10	2	1	1	2	—	—	1	—	17
18	難治性の肝炎のうち劇性肝炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	悪性関節リウマチ	2	—	—	1	1	—	1	1	—	6
20	パーキンソン病	28	7	4	4	11	11	1	6	4	76
21	アミロイドーシス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	後縦靭帯骨化症	16	2	1	—	2	—	1	1	1	24
23	ハンチントン舞踏病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	9	1	3	—	1	—	2	—	—	16
25	ウエゲナー肉芽腫症	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	10	1	—	1	2	2	—	3	1	20
27	多系統萎縮症	6	1	2	—	—	1	—	—	—	10
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	膿疱性乾癬	1	—	—	—	—	1	—	—	—	2
30	広範脊柱管狭窄症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	原発性胆汁性肝硬変	7	1	—	—	2	2	—	3	2	17
32	重症急性膵炎	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
33	特発性大腿骨頭壊死症	7	4	—	1	1	1	2	1	—	17
34	混合性結合組織病	2	2	1	—	1	1	—	—	—	7
35	原発性免疫不全症候群	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
36	特発性間質性肺炎	1	1	—	—	—	—	—	2	1	5
37	網膜色素変性症	19	5	1	—	4	4	3	5	—	41
38	プリオン病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■ は軽快者基準対象疾患 24疾患

市町村別内訳は下表 2 のとおりです。

表 2



■ 特定疾患治療研究事業承認件数（総数）

年度	14	15	16	17	18
件数	569	545	556	574	593

2 遷延性意識障害者治療研究事業

（根拠） 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象として、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■ 遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	14	15	16	17	18
人数	5	6	4	4	4

3 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

（根拠） 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

患者の医療費の自己負担分を公費負担とすることにより、患者の医療負担の軽減を図り、患者の精神的・身体的不安を解消することを目的に、本事業を実施しています。

■ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者

年度	14	15	16	17	18
人数	-	1	-	-	-

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

（根拠） 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

（1） 難病患者地域支援連絡調整事業

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域において難病患者に関わっている医師、保健師、訪問看護ステーション看護師、在宅介護支援センター職員、ホームヘルパー等が一堂に会し、具体的な取り組みの中から地域における課題を検討し連携を図っております。

■ 難病患者地域支援連絡会議開催状況

開催日及び場所	内 容	参加者数
19年 2月23日(金)  県南保福事務所	事業報告 ①平成18年度特定疾患患者状況について ②筋萎縮性側索硬化症患者の実態調査結果について ③福島県難病患者居宅生活支援事業実施状況について 意見交換 「在宅の筋萎縮性側索硬化症患者を支援するために」 その他	56人

イ 難病患者在宅ケア調整会議

開催日及び場所	疾 患 名	参加者数
19年1月17日 白河厚生総合病院	筋萎縮性側索硬化症	主治医・家族・保健医療 福祉関係者等 14人

(2) 医療相談事業

難病により長期にわたり医療や介護が必要な在宅療養者に、専門医師による相談を行い、本人及び家族の不安の解消を図ることを目的に実施しました。

■平成18年度難病患者医療相談会事業実施結果

開催日及び場所	対 象	内 容
18年6月20日(火) (10時～12時) 白河市老人福祉センター	網膜色素変 性症	① 医療相談 網膜色素変性症患者 4人 ※「視覚障害者相談会(身障センター)」 と合同開催
18年9月29日(金) (13時～15時) 鮫川村(会議室)	東白川管内 神経・筋 難病	① 医療相談会及び交流会 15名 講話「パーキンソン病の診断と治療」 講師 医療法人西会 西病院 医師 ② 個別相談 パーキンソン病 3人 全身性エリテマトーデス 1人
18年11月22日(水) (13時30分～16時) 県南保健所(会議室)	神経・筋 難病	① 医療相談会及び交流会 31名 講話「神経難病(パーキンソン病)の 治療の動向」 講師 福島県立医科大学医学部 診療医師 ② 個別相談 筋萎縮性側索硬化症 1人 脊髄小脳変性症 1人 パーキンソン病 1人

\* 難病ボランティア「ゆいの会」のメンバーが参加協力

(3) 難病ボランティア育成および「難病ボランティアグループ」の自主活動への支援

ア 難病育成ボランティア育成

難病ボランティアフォローアップ研修会を開催し、学習や交流を通して会員の拡大を図るよう努めました。

開催日及び場所	内 容	参加者数
18年6月10日 (土)	講話「管内の難病患者さんの状況について」 実技「絵手紙入門」	19人
18年12月6日 (水)	講義1「難病患者として知ってほしいこと」 講師 当事者 講義2「難病患者のこころを支援する」 講師 公立大学法人福島県医科大学 看護学部 総合科学部門教授	18人

(4) 「患者会」の自主活動への支援

ア 「IBDふくしま(クローン病・潰瘍性大腸炎患者会)」支援

イ 網膜色素変性症患者会白河支部の活動支援

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図るとともに、被爆者二世を対象とする健康診断を実施しました。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳保持者

11人(白河市・西白河郡7人、東白川郡4人)

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

第1回定期健康診断			第2回定期健康診断		
受診者数	結果		受診者数	結果	
5人	異常無	0人	4人	異常無	0人
	要精検	2人		要精検	2人
	治療中	3人		治療中	2人
	経過観察	-		経過観察	-

■希望によるがん検査の実施状況 (実人員 3人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	多発性骨髄腫
受診者数	1人	2人	0人	0人
異常なし	1人	2人	10人	0人
要精検	-	-	-	-

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 10人

## Ⅱ－７） 感染症対策の推進

### 1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）  
感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

#### (1) 感染症発生に対応する標準予防策に関する研修

感染症法に定められた疾病の患者が発生した場合を想定し、保健所内の体制と対応について、研修を実施しました。

- ・開催日：平成18年7月27日、8月4日
- ・場所：県南保健所 会議室
- ・出席者数：県南保健福祉事務所職員 42人
- ・内容：①感染症発生時の対応について  
②感染予防策について

#### (2) 社会福祉施設等における健康危機管理対策研修

管内の社会福祉施設等の管理者及び担当者を対象として、施設内における感染症の発生を未然に防ごううえで必要な知識を習得するための研修会を実施しました。

##### ア 社会福祉施設等における感染予防対策実地研修会

- ・開催日：平成18年12月21日
- ・場所：けやき荘及びニコニコリハビリ
- ・参加者数：30人
- ・内容：専門家とともに施設内の巡回を行い、現場における感染症予防の課題を抽出し、出席者間で意見交換を行いました。

##### イ 社会福祉施設等における健康危機管理研修会

- ・開催日：平成19年1月19日
- ・場所：ホテルサンルート白河
- ・参加者数：52人
- ・内容：①健康危機管理対策について  
②感染予防対策と感染症発生時の対応について

### 2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

#### (1) 疫学調査の実施

指定感染症及び1～4類感染症の患者が発生した場合や、5類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合には、積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表17)

平成18年度内訳

腸管出血性大腸菌感染症	5件
感染性胃腸炎	2件
インフルエンザ	1件

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施件数	16件	6件	8件

## (2) インフルエンザ予防対策

インフルエンザの患者発生等の状況を的確に把握することにより、流行の動向を調査しました。

また、インフルエンザ予防の徹底を図るとともに、発生時の適切な対応について指導しました。

ア 感染症法に基づくインフルエンザ患者発生状況の把握

イ 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握

## 3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

### (1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者へ的確に提供・公開しました。

#### ■全数把握報告数

単位：件

年	1類	2類	3類	4類	5類
14	0	0	1	18	0
15	0	0	0	10	1
16	0	0	0	11	3
17	0	0	0	8	1
18	0	0	5	16	0

平成18年内訳

3類

腸管出血性大腸菌感染症 5件

4類

つつが虫病 16件

### (2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

#### ■定点把握疾患別報告数（平成18年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	876	572	123	16	58	15	1				1		1662
RSウイルス感染症	30	15	9	4	2	1				1	22	118	202
咽頭結膜熱	1	2	1		2	11	6	12			5	4	44
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	37	114	92	25	27	68	44	12	23	18	38	36	534
感染性胃腸炎	192	203	142	95	86	48	30	16	15	29	111	388	1355
水痘	30	35	60	52	48	91	37	28	15	7	46	50	499
手足口病		1	3		3	2	8	8	10	11	17	20	83
伝染性紅斑	9	13	22	37	15	34	30	20	7		6	4	197

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
突発性発しん	4	5	5	11	2	4	12	12	11	8	12	8	94
百日咳				1									1
風しん													0
ヘルパンギーナ		1			7	119	47	14	3		1		192
麻疹													0
流行性耳下腺炎	32	21	45	49	66	101	61	43	16	27	15	9	485
急性出血性結膜炎				1	1		1						3
流行性角結膜炎	1	12	3	7	20	9	7	4	2	5	14	4	88
クラミジア肺炎													0
細菌性髄膜炎													0
マイコプラズマ肺炎													0
成人麻疹													0
無菌性髄膜炎													0
性器クラミジア感染症	3	2	4	4	6	2	2	4	5	4	1	3	40
性器ヘルペスウイルス感染症													0
尖圭コンジローマ													0
淋菌感染症								1					1
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症													0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1	3	1	1	1	2	2	1			1		13
薬剤耐性緑膿菌感染症													0

#### 4 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

##### (1) エイズ相談・HIV抗体検査事業

平成5年度からエイズ相談・HIV抗体検査を実施していますが、平成9年度からは、夜間も月2回のHIV抗体検査を実施しています。

また、平成13年度からはHCV検査を、平成14年度からはHBs抗原検査も実施しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ( )は夜間検査			HCV・HBs 相談	HCV 検査	HBs 検査
	男	女	計	男	女	計			
14	29	16	45	6	3	9	10	3	2
15	18	21	39	3	3	6	6	0	0
16	67	67	134	21	25	46(4)	159	27	27
17	89	23	112	26	5	31(9)	10	2	2
18	97	47	144	25	11	36(12)	6	0	0

(※平成16年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しています。)

## (2) エイズ等予防啓発事業

### ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

#### ■エイズ等予防出前講座の実施状況 単位：回又は人

	16年度		17年度		18年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	1	26	2	51	1	27
中学校	4	548	3	720	0	0
高校	1	321	4	1041	8	2278
その他	4	97	1	61	6	167
計	10	992	10	1873	15	2472

### イ 世界エイズデー関連事業

J R新白河駅前及びヨークベニマルメガステージ白河店前において、街頭キャンペーンを実施し、エイズに関する正しい知識の普及啓発活動を行いました。

- ・開催日：平成18年11月28日～12月5日
- ・場所：J R新白河駅構内・ヨークベニマルメガステージ白河店前
- ・内容：リーフレットの配布1,000部、エイズ予防啓発パネル及びレッドリボンツリー展示

### ウ エイズ・ピア・エデュケーション活動入門講座

エイズ・性感染症の正しい知識や予防の大切さを同年代の若者同士（ピア：peer）で伝え、一緒に考えていくための活動の展開方法について学ぶ講座を開催しました。

- ・開催日：平成18年9月30日
- ・場所：県南保健福祉事務所 会議室
- ・参加者数：26人

## 5 予防接種普及事業

### (根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

#### (1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として、初回接種後3週間～8週間までの間隔を置いて3回、追加接種は、初回接種（3回）の終了後6月以降の間隔において1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。（参照資料編 表18）



## (2) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として6週間以上の間隔において2回接種します。  
(参照資料編 表19)

## (3) 麻しんの予防接種実施状況

平成18年4月1日より麻しん対策を強化するため、麻しんの予防接種は2回接種制度が導入されています。

第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。  
(参照資料編 表20)

## (4) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月の者を対象として、1週間～4週間までの間隔において2回、追加接種は1期初回終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、現時点では、現行の日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えております。  
(参照資料編 表21)

## (5) 風しんの予防接種実施状況

平成18年4月1日より風しん対策を強化するため、風しんの予防接種は2回接種制度が導入されております。

第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。  
(参照資料編 表22)

## II-8) 結核対策の推進

### 1 結核健康診断・予防接種(BCG)

(根拠) 結核予防法、予防接種法

#### (1) 定期健康診断・BCG予防接種

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・65歳以上の者

定期の予防接種は、生後6月未満の者を対象として1回、直接BCG接種を行います。

■平成18年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,399	1,398	99.9%	1,396	2	0	0
大学等	128	128	100.0%	77	51	0	0
施設	975	959	98.4%	71	888	0	0
事業所	5,273	5,077	96.3%	2,615	2,462	86	0
一般住民	25,319	11,768	46.51	11,675	93	183	0
合計	33,094	19,330	58.4%	15,834	3,496	269	0

■平成18年度 BCG予防接種実施状況

単位：人

市町村名	対象者数	接種者数	接種率
白河市	596	604	101.3%
西郷村	192	186	96.9%
泉崎村	55	54	98.2%
中島村	46	45	97.8%
矢吹町	150	143	95.3%
棚倉町	158	142	89.9%
矢祭町	53	50	94.3%
埴町	66	65	98.5%
鮫川村	26	25	97.9%
合計	1,342	1,312	97.9%

(2) 定期外健康診断

結核予防法第5条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
15	523	439	83.9	1	3	3	432
16	287	224	78.0	0	1	3	220
17	235	220	93.6	1	0	0	219
18	176	129	73.3	0	0	2	127

2 結核医療事業

(1) 結核診査協議会開催

(根拠) 結核の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月2回

■結核診査協議会診査件数

年 度	15	16	17	18
診査件数	101	63	26	30

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 結核予防法第34条・35条

ア 一般患者に対する医療費公費負担制度(結核予防法34条)

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

■結核予防法34条医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
15	83	67	65
16	52	52	52
17	24	19	19
18	30	28	28

イ 命令入所患者に対する医療費の公費負担制度（結核予防法第35条）

二次感染を防止するために結核患者を結核療養所等に入所させることを命じた場合は、医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用を国と県で負担することになっています。

■結核予防法35条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数				合 格	不 合 格
	全数	新規	解除	継続		
15	18	4	11	4	17	0
16	11	6	5	0	11	0
17	2	2	-(*)	0	2	0
18	0	0	0	0	0	0

(\*解除については、結核予防法改正により平成17年度からは保健所長の職権にて解除できるようになったため申請件数としては、計上されません。)

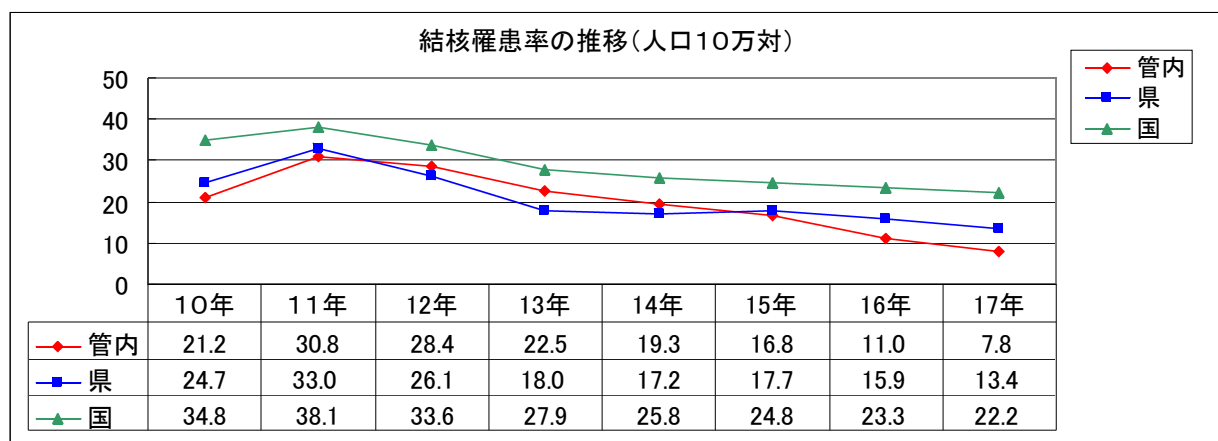
3 結核患者管理事業

(根拠) 結核予防法

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成11年をピークに減少傾向が見られます。

■結核罹患率の推移(人口10万対)



(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者15人のうち、喀痰塗抹陽性により確認された者は5人(33.3%)となっています。

■新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）  
（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								予防内 服者 治療中	非定型 抗酸菌 陽性 治療中	※罹患率 （人口10 万対）
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性			
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他				
			総数	初回治療	再治療						
平成14年	30	21	7	7	-	7	7	9	19	9	19.3
平成15年	26	20	6	5	1	9	5	6	12	7	16.8
平成16年	17	14	4	3	1	-	10	3	1	7	11.0
平成17年	12	10	4	4	0	1	5	2	1	2	7.8
平成18年	15	10	5	5	-	3	2	5	1	-	9.8
白河市	4	3	2	2	-	-	1	1	-	-	6.1
西郷村	3	2	1	1	-	1	-	1	-	-	15.3
泉崎村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矢吹町	3	3	1	1	-	1	1	-	1	-	15.9
棚倉町	3	1	-	-	-	1	-	2	-	-	19.2
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塙町	2	1	1	1	-	-	-	1	-	-	19.1
鮫川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（3）市町村別結核患者登録数

管内の平成18年末の登録数は31人で、前年に対し7人減少しました。

■結核患者登録数（年別・市町村別・活動性分類別）

（当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数）単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核										不活 動性 結核	活動 性不 明	内服者		非定型抗 酸菌陽性		登録率 （人口 10万対）
		総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動 性	治療 中	観察 中			治療 中	観察 中			
			総数	登録時喀痰塗抹 陽性			登録時 その他 の結核 菌陽性	登録時 菌陰性 ・その 他										
				総数	初回 治療	再治 療												
平成14年	84	29	20	6	6	-	7	7	9	49	6	13	25	14	3	54.1		
平成15年	54	18	12	4	4	-	6	2	6	26	10	2	7	9	1	34.8		
平成16年	51	14	11	4	3	1	-	7	3	33	4	1	3	8	4	33.0		
平成17年	38	8	6	4	4	-	1	1	2	28	2	1	1	-	-	24.8		
平成18年	31	15	9	4	3	1	3	2	6	14	2	1	-	-	-	20.2		
白河市	13	5	2	1	1	-	-	1	3	8	-	1	-	-	-	19.8		
西郷村	4	2	1	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	20.4		
泉崎村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	14.8		
中島村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	19.5		
矢吹町	5	3	3	1	1	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	26.6		
棚倉町	4	2	1	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	-	25.6		
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
塙町	3	3	2	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	28.7		
鮫川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

#### (4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は32.3%で、前年に対し15.1%減少しました。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合 単位：人(%)

区 分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
0～29歳	11(13.6)	13(15.5)	10(18.5)	4(7.8)	7(18.4)	6(19.4)
30～39歳	5(6.2)	8(9.5)	6(11.1)	7(13.7)	3(7.9)	2(6.5)
40～49歳	9(11.1)	8(9.5)	4(7.4)	3(5.9)	4(10.5)	4(12.9)
50～59歳	11(13.6)	13(15.5)	7(13.0)	5(9.8)	4(10.5)	4(12.9)
60～69歳	12(14.8)	14(16.7)	7(13.0)	6(11.8)	2(5.2)	5(16.1)
70歳以上	33(40.7)	28(33.3)	20(37.0)	26(51.0)	18(47.4)	10(32.3)
合 計	81	84	54	51	38	31

#### 4 結核対策特別促進事業

##### (1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内 DOTS（直接服薬確認療法）を支援するため、白河厚生総合病院と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：5回

##### (2) モデル診査会

結核診査協議会を医療関係者に公開で行うことにより、結核診断技術の向上、標準治療の普及、治療技術の向上を図りました。

- ・開催日：平成18年12月5日
- ・場 所：県南保健福祉事務所会議室
- ・参加者数：管内の医師等 26人

##### (3) 高齢者等の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設：9か所
- ・受講者数：299人

## II-9) 薬物乱用の防止

### 1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導及びヤング街頭キャンペーンによる啓発を実施しました。

#### (1) 薬物乱用防止教室の開催、出前講座による講師派遣

(根拠) 薬物乱用防止教室等への講師派遣実施要項

■薬物乱用防止教室開催状況

小学校	2校	86人
中学校	14校	2,286人
高校	2校	355人
計	18校	2,727人

## (2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、麻薬・覚せい剤乱用防止のための啓発用設備を搭載したスクールキャラバンカーにより管内の小学校訪問を行い、9月4日から8日までの5日間、児童、教師を対象とした啓発事業を実施しました。

■訪問事業実施数の推移

年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
実施数 (校)	10	10	11	10	11
受講生徒数 (人)	693	571	496	311	587

## (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等による薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員21名・東白川地区指導員22名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
開催日・場所	18年6月24日(土)・白河市	18年6月22日(木)・棚倉町

## (4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等に対する啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動を展開していくための技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	18年5月18日(木)	18年5月26日(金)

イ 研修会の開催

平成19年 2月9日(金) 白河地域職業訓練センター

薬物乱用防止指導員・教職員を対象に研修会を開催しました。

・県南地区の薬物乱用の現状について

講師 白河警察署 生活安全課専門少年警察補導員

・薬物乱用防止教室等の活動報告

泉崎第一小学校、矢祭中学校、光南高校の各学校からの報告

・講演「薬物依存症の家族の対応について」

講師 郡山DA家族会代表

ウ 薬物乱用防止指導員等実践講師養成事業への参加(県主催)

平成18年9月19日(火) ビッグパレットふくしま

薬物乱用の現状と防止教育の進め方及び地区懇談会

## (5) 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業

(根拠) 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業実施要綱

平成18年度は県立光南高校を事業協力校として選定し、学校の協力を得て、生徒の中から啓発活動に参加してもらえるヤングボランティアを募集し、生徒たち自らの手で薬物乱用防止啓発に関する企画・運営等を実施するなどして、若年

層に対する啓発を重点的に推進しました。

ア 校内での薬物乱用防止の啓発

- ・手作りチラシの作成、配布
- ・アンケートにより薬物に関する生徒の意識調査を実施

イ 光南高校のホームページに薬物乱用防止啓発のコーナーを掲載し、情報提供を行いました。

ウ 平成18年11月3日の文化祭においてキャンペーンコーナーを設け、生徒たちが作成した啓発用ポスターを展示したり自作の寸劇を上演し、他校生等も含めた若年層への啓発を行いました。

エ 平成18年11月30日に白河市の献血会場及び白河駅前において、自分たちで作成したチラシを配布するなどして、街頭啓発活動を実施しました。

## (6) 各種運動の実施

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに、不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けしを抜去しました。

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施 (5月15日～7月31日)

- ・抜去本数 けし 465本 (10件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施 (10月1日～11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

## 2 指導取締事業

### (1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 48件

#### ■麻薬取扱者数

平成19年1月1日現在

麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者	麻薬施用施設	合計
2	30	149	17	1	41	240

### (2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・立入検査 65件

#### ■覚せい剤取扱者数

平成19年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	4	5

### (3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 96件

■ 向精神薬取扱者数

平成19年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	46	47

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・ 免許申請 126件
- ・ 免許証記載事項変更届 50件
- ・ 業務廃止届 17件

イ 麻薬廃棄届等件数

- ・ 麻薬事故届 1件
- ・ 調剤済麻薬廃棄届 45件
- ・ 麻薬廃棄届 10件



### Ⅲ 健康を支える医療の充実

#### Ⅲ－１） 医療提供体制の整備

##### 1 医療安全対策

(根拠) 福島県医療相談センター運営指針

##### (1) 県南地域医療安全研修会

地域住民に安全・安心な医療を提供するため、管内医療関係者を対象として医療安全研修会を開催し、医療安全対策に組織的に取り組んでもらえるよう医療安全に関する知識と情報を提供して、意識の向上を図るとともに、実践に必要な知識の普及に努めました。

第1回 平成18年8月8日(火)

(対象者) 13病院の管理者、事務長、看護部長、その他関係する担当者

- ・平成17年度病院立入検査結果報告及び平成18年度病院立入検査の重点項目について

講師 県南保健所所長

第2回 平成18年11月15日(水)

(対象者) 管内医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、放射線技師等医療従事者及び事務担当職員他

- ・活動報告「当院における感染防止対策 ～感染対策委員会の取り組み～」

報告者 財団法人会田病院 看護部長

- ・講演「エビデンスに基づいた院内感染対策の実践」

講師 東北大学大学病院 感染管理室 副室長

##### (2) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

- ・医療相談件数 16件

##### 2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。(参照資料編 表23, 24)

##### ■医療監視実績

施設	実施数
病院	13
一般診療所	40
歯科診療所	22
助産所・歯科技工所・施術所	27

### 3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 福島県医療法施行規則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所使用許可 10件
- ・診療所開設許可 5件

## III-2) 救急医療体制の整備

### 1 第一次救急医療体制

白河市、西白河郡町村は、在宅当番制を白河医師会に委託し、小児科・内科による当番制により休日診療を実施しています。

また、しらかわ救急情報センターにおいては、当番医や当番医以外の専門医(外科・耳鼻咽喉科等)の紹介を電話により行っています。

### 2 第二次救急医療体制

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

#### ■第二次救急医療機関

平成19年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救急病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市横町114	○	○
田口病院	白河市郭内11	○	○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
医療法人那須高原心臓消化器研究会 新白河中央病院	白河市白坂三輪台15	○	○
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
国民健康保険 泉崎村立病院	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入56	○	
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		7	6

### 3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

- ・開催日 平成19年2月26日(月)
- ・協議事項
  - ・初期救急医療体制について
  - ・県中県南メディカルコントロール体制整備について
  - ・平成18年救急活動事後検証について
- ・実演 「救急隊員が現場で行う救命処置」

#### 4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会

(根拠) 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

救急救命士の救急活動の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

- ・開催日 平成19年1月30日(火)
- ・協議事項
  - ・県中・県南地域メディカルコントロール協議会における薬剤投与病院実習実施細則の改正について
  - ・救急救命士による薬剤投与の実施に関する指示について
  - ・管内医療機関への具体的指示の要請先依頼について
  - ・救急隊員が行う一次救命処置について
- ・救急隊が行う模擬一次救命処置等

#### 5 救急救命法講習会

(根拠) 福島県AED(自動体外式除細動器)推進事業

応急手当の基礎知識と救命措置の演習をとおり、AEDの使用法を含む初期救急救命法の講習会を実施しました。

- ・開催日 平成19年2月16日(金)
- ・受講者 12人

### Ⅲ-3) 災害時医療体制の充実

#### 1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

#### 2 災害時用の医療資器材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資器材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

#### 3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等医薬品を提供できる体制を整備しています。

### Ⅲ－４） 移植医療の推進

#### 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

#### ■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
開催回数(回)	7	10	32	25	33
登録者数(人)	146	113	150	163	180

### Ⅲ－５） 医薬分業の適正な推進

#### 医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成17年は35.0%と、平成16年(34.7%)に比べ、わずかに増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

#### ■院外処方せん受取率の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
県全体	47.4%	52.0%	55.8%	58.6%	58.5%
県南地域	30.2%	31.7%	32.7%	34.7%	35.0%

### Ⅲ－６） 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

#### １ 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

#### ■薬事監視結果

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 施設数	処分件数	
		実数	延数		説 論	その他
医薬品						
薬局	46	21	26	15	15	
製造業	専業	5	3	7		
	薬局	4	3	4		
製造販売業（薬局のみ）	4	3	4			
一般販売業	10	8	9	11	9	2
卸売一般販売業	6	5	5	1	1	
薬種商販売業	14	7	7	2	2	
特例販売業	15	14	19	5	5	
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	4	6			
化粧品						
製造業	4	2	2			
医療機器						
製造業	7	3	7			
修理業	2	1	1			
販売業	高度管理医療機器等	33	10	10	3	3
	管理医療機器	264	41	41	1	1
賃貸業	高度管理医療機器等	10	5	5	2	2
	管理医療機器	2				

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 施設数	処分件数	
		実数	延数		説 論	その他
18年度	433	130	153	40	38	2
17年度	562	55	68	11	3	8
16年度	757	146	146	13	0	20
15年度	679	135	135	15	4	11
14年度	680	122	122	7	5	2

## 2 薬事法等許認可事務

### (1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

#### ■薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

区 分	新規	許可 更新	許可証書		変更届 *含許可	廃止 届	休止 届	再開 届
			書換交付	再交付				
薬 局	3	7			88	3		
医 薬 品 販 売	一般		4		8			
	卸売一般		3		6 (3)			
	薬種商		4			1		
	特例		3		11	3		
	配置							
配置身分証明書	10				※1 18	5		
薬局医薬品製造業								
高度管理医療機器等販売業	6			1	9	1		
高度管理医療機器等賃貸業	2		1	1	4	1		
管理医療機器販売業	25				※2 36	132		
管理医療機器賃貸業	1							
合 計	47	21	1	2	180<3>	146		
17年度	66	25	3	1	185<3>	101		
16年度	121	21	2	0	84	26		
15年度	8	9	2	0	41	14		
14年度	9	2	0	0	56	10		

※1 配置従事届 ※2 責任者届出書含む ( ) 販売先変更許可

### (2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

#### ■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

区 分	新規	登録更新	登 録 票		変更届	責任者・設 置・変更届	廃 止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業							
販 売 業	一般	12	1		2	4	3
	農業用品目	24	2		11	17	6
	特定品目						
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	7	36	3	0	13	21	9
17年度	5	10	0	0	18	11	11
16年度	4	27	1	0	4	17	9
15年度	5	9	1	0	2	12	9
14年度	2	0	2	0	6	19	10

### 3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

#### ■監視指導実施結果

業種別	対象 施設数	立入検査 施設数	違反発見 施設数	処分件数	
				説諭※	その他*
毒物劇物製造業					
毒物劇物輸入業					
販売業	一般	45	27	15	2
	農業用品目	56	53	39	
	特定品目	3			
	電気メッキ業	2			
業務上	金属熱処理業				
	運送業				
	しろあり防除業				
特定毒物使用者	1				
特定毒物研究者					
合計	107	80	54	52	2
17年度	111	31	13	9	4
16年度	113	47	21	0	21
15年度	117	48	10	5	5

※：含指導票 \*：含始末書

### Ⅲ－７） 献血者の確保

#### 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

「県南地域献血推進行動計画」に基づいて、県、市町村、福島県赤十字血液センターの三者が一体となり、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めながら献血事業の推進に努めました。

平成18年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を4,271人(200mL:1,306人、400mL:2,965人、センター分除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村と連携しながら献血事業の推進に努めました。

白河市において街頭キャンペーンを実施したほか、市町村献血担当者及び血液センター担当者が一同に会した県南地域献血者確保対策会議を開催するなどして、方針の確認等を行いました。

その結果、平成18年度は、4,070人(95.3%)と目標人数を若干下回りましたが、内訳は200mL献血は1,186人(90.8%)、400mL献血は2,884人(97.3%)でした。

このほか、若年層広報啓発資材「Heartful message」を作成し、若年層の啓発にも努めました。

(1) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成18年 7月 6日(木) 白河駅前イベント広場
- ・平成18年11月30日(木) 白河駅前イベント広場

(2) 若年層広報啓発資材「Heartful message」の作成

- ・平成19年 2月 1日発行 6,000部

(3) 献血功労表彰

- ・被表彰団体数 14団体

#### ■献血実績(市町村別)

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200mL	400mL	成 分		
泉崎村	170	56	114	0	191	89.0
白河市	1,649	479	1,170	0	1,835	89.9
西郷村	536	137	399	0	518	103.5
中島村	156	39	117	0	147	106.1
矢吹町	533	144	389	0	518	102.9
棚倉町	404	127	277	0	447	90.4
矢祭町	321	111	210	0	188	170.7
塙町	214	75	139	0	306	69.9
鮫川村	87	18	69	0	121	71.9
合 計	4,070	1,186	2,884	0	4,271	95.3
17年度	4,346	1,490	2,798	58	4,276	101.6
16年度	4,371	1,595	2,534	242	5,583	78.3
15年度	4,882	1,853	2,698	331	5,572	87.6
14年度	4,967	1,814	2,824	329	5,629	88.2



## Ⅲ－８） 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進

### 1 老人医療事務市町村技術的助言等

(根拠) 福島県老人医療事務技術的助言等実施要綱

市町村の老人医療事務の円滑・適正な執行体制の確保及び医療費請求の適正化を図るために市町村に出向き、老人医療の適正かつ効率的運営の促進について必要な技術的助言等を行いました。

- ・特別技術的助言等 1 市
- ・一般技術的助言等 8 町村（うち書面審査 3 町村）

### 2 老人医療費の概要

(根拠) 老人保健法

老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練などの保健事業を総合的に実施し、保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的として昭和58年2月に施行された老人保健制度であり、事業主体は市町村です。

(参照：資料編 表25)

## IV 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

### IV-1) 地域福祉の総合的・計画的推進

#### 1 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

地域福祉計画策定を促進するため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員等を対象にした研修会を開催し、策定済み自治体から策定の準備、手順、住民の参加等の実例を通してより実践的な理解を促し、積極的な計画策定への意識の高揚に努めました。

・策定済市町村 矢祭町・鮫川村

・市町村地域福祉計画策定研修会

開催日 平成19年2月19日

会場 サンフレッシュ白河

参加者 55人

講師：福島大学行政政策学類助教授、福島市及び南相馬市職員（計画策定アドバイザー）

#### 2 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会に対し、社会福祉法人の指導監査（実地監査）を実施しました。

・社会福祉法人指導監査実施数 9市町村社会福祉協議会

### IV-2) 県民の福祉活動への支援・参加促進

#### 市町村ボランティアセンター整備等

(根拠) 地域福祉推進事業実施要綱

##### (1) 市町村ボランティアセンター

地域福祉の充実を図るには住民の主体的な参加が重要であることから、多様な住民サービスを提供しているボランティアの活動の拠点となる市町村ボランティアセンターの整備促進の支援に努めました。

・市町村ボランティアセンター整備状況

平成18年度新規整備 鮫川村

■年度別ボランティアセンター整備推移

年度	市町村	年度	市町村	年度	市町村
7	白河市	15	西郷村・棚倉町	17	矢吹町
8	泉崎村	16	矢祭町	18	鮫川村
14	表郷村(平成17年に白河市、東村、大信村と合併)				

(平成18年度までの累計 7市町村)

## (2) ボランティア・NPO等との連携

住民参加による地域福祉の向上・充実を推進するため、地域に密着し活動しているボランティア、NPO法人との緊密な連携による協働事業を実施しました。

また、県南ボランティア・NPOネットワークの基盤づくりを、関係者と協議しながら推進に努めました。

## IV-3) 保護援助を必要とする女性への支援

### 1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで子どもの暴力、男女問題、生活困窮や求職、借金等の経済問題が多くなっています。

(参照資料編 表26, 27)

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1人
- ・女性相談受付件数 251件

### 2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて(上記251件を含む。)助言・指導を行うとともに、一時保護の委託等を行いました。

(参照資料編 表28)

また、改正DV防止法の施行(平成16年12月)に併せ、保護命令申立や離婚調停申立等の法律問題への対応力の強化に努めました。

## IV-4) 生活援護を必要とする人への支援

### 1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成18年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

#### (1) 生活保護の実施状況

##### ■被保護世帯数及び被保護人員

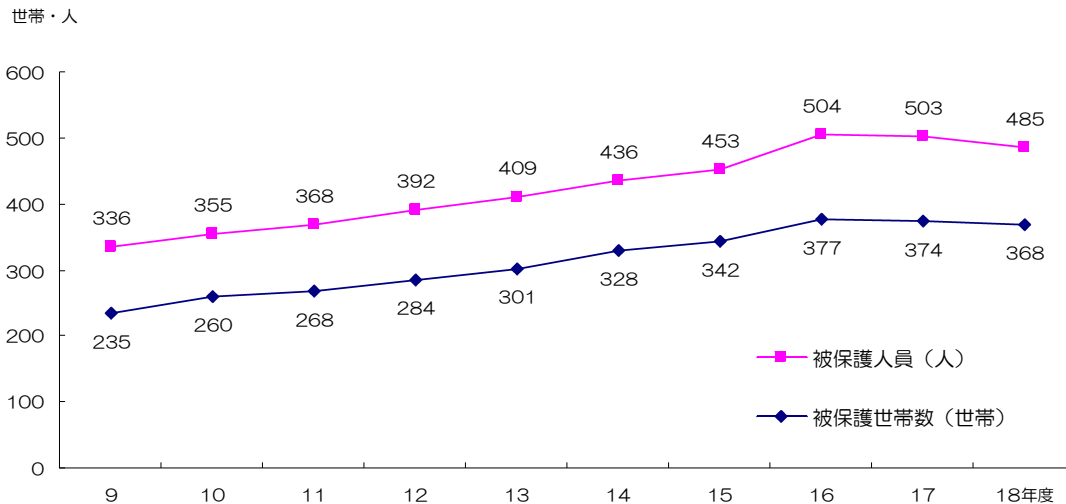
区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
18年度当初	360世帯	486人	5.6‰
18年度末	377世帯	487人	5.6‰

(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率)=被保護人員÷管内人口

平成18年度末における被保護世帯数は377世帯、被保護人員は487人、保護率は5.6%となっています。

被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）



(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
15年度	342世帯	453人	4.2%
16年度	377世帯	504人	4.7%
17年度	374世帯	503人	5.1%
18年度	368世帯	485人	5.6%

(出典：福祉行政報告例)

次に、生活保護の推移を保護率で見ると、保護率は上昇の一途をたどっています。当所管内の被保護世帯数は、平成17年11月に市町村合併に伴う白河市へのケース移管が40世帯あったため、一旦は大幅に減少しましたが、その後も被保護世帯は増え続けています。(参照資料編 表29)

被保護世帯増加の主な要因として、長期にわたる景気の低迷や高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられます。

(2) 町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数(平成18年度月平均値)

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	合計
59	14	7	109	88	31	51	8	368

(出典：福祉行政報告例)

平成18年度における被保護世帯の町村別内訳を月平均値で見ると、全368世帯中、矢吹町が109世帯で最も多く、次いで棚倉町が88世帯、西郷村が59世帯、塙町が51世帯となっています。(参照資料編 表30)

■扶助別被保護世帯数(月平均値)

単位：世帯

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他	合計
15年度	264	168	19	39	310	0	800
16年度	301	195	20	48	338	2	904
17年度	308	205	21	55	350	5	944
18年度	310	207	21	52	331	5	926

(出典：福祉行政報告例)

平成18年度における被保護世帯の扶助別内訳を月平均値で見ると、全368世帯中、医療扶助が331世帯で最も多く、次いで生活扶助が310世帯、住宅扶助が207世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表30)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区分	申請	開始	廃止
15年度	83	61	41
16年度	85	68	29
17年度	69	47	78
18年度	78	56	39

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成18年度における生活保護の申請件数は78件で、うち56件が開始となり、廃止は39件ありました。

開始が廃止を17件上回り、被保護世帯数の増加につながりました。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
15年度	20	2	3	2	28	6	61
16年度	16	1	7	3	35	6	68
17年度	8	1	5	5	24	4	47
18年度	19	0	5	8	20	4	56

(出典：保護申請処理簿)

平成18年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金・貯金の減少・喪失が20世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が19世帯、仕送りの減少・喪失が8世帯、働きによる収入の減少・喪失が5世帯となっています。

(参照資料編 表31)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加取得	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
15年度	17	5	1	1	0	17	41
16年度	8	4	2	1	0	14	29
17年度	15	6	0	1	0	56	78
18年度	18	2	0	0	1	18	39

(出典：保護廃止処理簿)

平成18年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡・失踪が18世帯で最も多く、次いで働きによる収入の増加・取得が2世帯、施設入所が1世帯となっています。

その他の内訳は、他管内転出や手持金増加、親類等の引取等となっています。

(参照資料編 表32)

長期にわたる景気の低迷を背景に、働きによる収入増加・取得（就労）による廃止が少ない状況にあります。

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区 分	総医療 扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
15年度	4,610	392	382	774	358	3,478	3,836
16年度	5,100	414	336	750	272	4,078	4,350
17年度	5,317	409	644	1,053	213	4,051	4,264
18年度	4,898	314	337	651	220	4,027	4,247

（出典：福祉行政報告例）

平成18年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延651人、入院外が延4,247人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給と他の扶助との併給の割合がほぼ半々となっていますが、入院外では大半が他の扶助との併給となっています。（参照資料編 表33）

■入院・入院外別、精神病・その他別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区 分	総医療 扶助人員	入 院		入 院 外		計	
		精神病	その他	精神病	その他	精神病	その他
15年度	4,610	369	405	936	2,900	1,305	3,305
16年度	5,100	327	423	947	3,403	1,274	3,826
17年度	5,317	404	649	870	3,394	1,274	4,043
18年度	4,898	234	417	97	4,150	331	4,567

（出典：福祉行政報告例）

精神病：障害者自立支援医療「不」適用の精神病とその他の疾病とを合併している場合

その他：障害者自立支援医療適用の精神病とその他の疾病とを合併している場合

平成18年度における総医療扶助人員4,898人の内訳を見ると、大半が障害者自立支援法による自立支援医療の適用がある精神病と、その他の疾病とを合併している者となっています。（参照資料編 表33）

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
15年度末	25	17	4	3	49	7	9
16年度末	25	17	4	3	49	11	9
17年度末	22	15	3	2	42	12	8
18年度末	22	15	4	2	43	12	8

（出典：施設事務費支給台帳）

平成18年度末における生活保護施設の利用状況は、前年度と比べて救護施設では入所者数が1人増加して43人となっています。

救護施設別内訳では、からまつ荘が22人で最も多く、次いで矢吹緑風園が15人、郡山せいわ園が4人となっています。

矢吹授産場では、生活保護法とみなし保護を合わせた利用者数に変動はなく、計20人で推移しました。  
（参照資料編 表34）

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
16年3月分	352	161	13	56	54	67
17年3月分	391	177	15	59	66	73
18年3月分	360	157	15	52	65	71
19年3月分	377	158	18	66	74	61

（出典：福祉行政報告例）

注：16年3月分及び17年3月分の被保護世帯数には停止1を含む。（内訳では除外）

平成19年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が158世帯で最も多く、次いで傷病者世帯が74世帯、障がい者世帯が66世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の4割強を占めています。

（参照資料編 表35）



(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区	分	単身世帯	2人以上の世帯	合計
16年3月分	働いている者がいる世帯	29	24	53
	働いている者のいない世帯	247	51	298
17年3月分	働いている者がいる世帯	36	32	68
	働いている者のいない世帯	267	55	322
18年3月分	働いている者がいる世帯	38	27	65
	働いている者のいない世帯	246	49	295
19年3月分	働いている者がいる世帯	38	29	67
	働いている者のいない世帯	263	44	307

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成19年3月で見ると、単身世帯が計301世帯、2人以上の世帯が計73世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計67世帯、働いている者のいない世帯が計307世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割強を占めています。  
(参照資料編 表36)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合計
15年度	27.5 200,790	4.5 32,945	51.7 376,646	1.5 10,300	14.8 108,285	100 728,966
16年度	28.0 217,759	5.1 39,839	51.4 399,473	1.5 10,869	14.0 109,119	100 777,059
17年度	26.9 215,798	5.5 43,752	51.5 412,265	2.2 17,541	13.9 111,533	100 800,889
18年度	27.0 207,765	5.9 45,369	51.3 395,677	2.2 17,297	13.6 104,455	100 770,563

(出典：生活保護費経理状況調)

平成18年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含め770,563千円となりました。

扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が395,677千円で最も多く、次いで生活扶助費が207,765千円、施設事務費が104,455千円、住宅扶助費が45,369千円となっています。  
(参照資料編 表37)

保護費の支出は、年々増加の一途をたどっています。

### (9) 自立支援プログラムの実施状況

平成18年度においては、稼働能力のある被保護者に対する就労支援及び長期に入院している被保護者で病状が安定していて入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者について退院に向けた取り組みを行いました。その実施状況は次のとおりとなっています。

#### ■福島県生活保護就労自立促進事業・・・平成18年度新規事業

支援人数 40人  
就労開始人数 15人（延べ20人）  
・うち就労開始に伴う廃止世帯 3世帯

#### ■福島県長期入院患者退院促進事業

支援人数 1人  
退院人数 1人（自宅での生活へ移行）

## 2 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法 児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。(参照資料編 表38, 39)

管内民生・児童委員数 357人 (平成19年3月31日現在)

## IV-5) 人権擁護の推進

### 1 家庭の虐待防止対策事業

(根拠) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議設置要綱

平成18年5月に管内で児童虐待死傷事件が発生したことを受け、当該事件の要因を理解し、関係者の取り組みや連携体制の見直し・強化が喫緊の課題となったことから、当該事件の検証結果に基づき、児童虐待事案への取り組み方、関係機関等の間での連携のあり方を見直すことを目的として家庭の虐待防止対策連携会議を開催しました。

また、関係機関等における取り組みを積極的に支援しました。

#### (1) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議

開催年月日・場所	主 な 議 題	出席者
19年 2月27日(火)	講演：「児童虐待死傷事件の検証結果について ～私たちは何を学ぶか～」	37人
県南保健福祉事務所	代表者会議：「児童虐待死傷事件から学ぶことについて」	32人

<構成団体・機関等>白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、在宅介護支援センター連絡協議会県南支部、介護支援専門員連絡協議会県南支部、白河地区保育研究会、東石地区保育研究会、福島県社会福祉事業団、塙厚生病院老人性認知症センター、白河医師会、東白川郡医師会、福島県弁護士会白河支部、福島地方法務局白河支局、県南地方民生児童委員協議会会長連絡会、地域療育等支援事業コーディネーター、白河警察署、棚倉警察署、県南教育事務所、中央児童相談所白河相談室、県南保健福祉事務所

<オブザーバー参加>福島地方裁判所白河支部、福島家庭裁判所白河支部

## V 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

### V-1) 母子保健医療施策の推進

#### 1 のびゆく子ども支援事業

##### (1) 身体障がい児療育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

身体障がい児や身体に障がいをおこすおそれのある児に対する相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

##### ■身体障がい児療育相談の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
心疾患 児	1	講話「お母さんへのメッセージ」 －親の会の立場から－ 交流会	6人	6人
聴覚障 がい児	1	講話「ことばの教室と言語訓練」 交流会	5人	5人

※参加者数：児及び保護者の合計

##### (2) 長期療養児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

長期にわたる療養を必要とする児とその家族に対して、在宅療養上の相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

##### ■長期療養児相談会の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
全疾患	2	第1回：講話「長期療養を必要とする子どもを持つ親の役割－子どもの立場－」 第2回：講話「思春期の子供との関わりについて」 交流会	13人	24人

※参加者数：児及び保護者の合計

##### (3) 未熟児養育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児の発達や養育に関する相談や指導、交流会による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

##### ■未熟児養育相談の実施状況

実施回数	内 容	参加者数	
		実数	延数
2	講話「小さく生まれた赤ちゃんの成長・発達について」 楽しい親子遊び・交流会等	24人	24人

※参加者数：児及び保護者の合計

#### (4) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

■訪問指導の実施状況 単位：人

対 象	実 数	延 数
身体障がい児	3	4
長期療養児	0	0
未熟児	67	101

### 2 育児不安を持つ親のグループミーティング事業

(根拠) 福島県育児不安を持つ親のグループミーティング事業実施要綱

育児不安や育児困難を感じている母親等に対し、親同士の交流の場を提供することにより、虐待等の不適切な関わりを未然に防止するとともに、育児を支援することを目的に母親を対象としたグループミーティングを実施しました。

■育児不安を持つ親のグループミーティング事業の実施状況

年度	会 場	グループ数	実施回数	来所者数 (人)	
				実 数	延 数
1 5	県南保健福祉事務所	2	3	12	24
1 6	県南保健福祉事務所	1	4	9	21
	棚倉町保健センター	1	4	6	11
1 7	県南保健福祉事務所	1	5	4	16
1 8	県南保健福祉事務所	1	5	6	20

### 3 豊かに「いのち」を育む支援事業

思春期の子ども達や、子育て予備軍にある若者に対し、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠や人工妊娠中絶を減少させ、命を豊かに育めるよう支援することを目的に下記の事業を実施しました。

#### (1) 思春期相談ほっとライン事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

思春期の悩みについて電話及びメール等による相談を実施しました。

■思春期相談ほっとラインによる相談実施状況 単位：件

年度	相 談 種 別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
1 5	36	—	0	36
1 6	31	65	0	96
1 7	43	59	0	102
1 8	63	20	0	83

## (2) その他の性教育

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒及び関係者を対象にした性教育等を実施しました。

### ■性教育の実施状況

学校種別	実施学校数	実施回数	人数 (人)	※高等学校は、県南地域思春期保健対策推進事業にも再掲。
高等学校	8	8	2,278	
中学校	1	1	47	
小学校	2	2	229	
計	11	11	2,554	

## 4 特定不妊治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

### ■特定不妊治療費助成の給付状況

年度	申請件数	給付件数
16	23	23
17	36	36
18	34	34

## 5 医療援護事業

### (1) 育成医療給付

(根拠) 障害者自立支援法第58条

福島県自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

身体に障がいのある児童又は疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、障害者自立支援法第59条第1項による指定自立支援医療機関において治療する児童に対して、公費による医療の給付を行いました。

### ■育成医療の給付状況

単位：人

市町村	肢体不自由	視覚障がい	聴覚、平衡機能障がい	音声・言語そしやく機能障がい	内臓障がい	計(延数)
白河市	3	3		4	6	16
西郷村				2	3	5
泉崎村						0
中島村						0
矢吹町					3	3
棚倉町			2	6	3	11
矢祭町			1		2	3
塙町				3	1	4
鮫川村				2		2
計	3	3	3	17	18	44
14	8	4	2	15	14	43
15	7	7	0	9	13	36
16	7	3	2	13	15	40
17	10	4	3	23	25	65

## (2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

■養育医療の給付状況（体重別実件数）

年度 出生体重	18	14	15	16	17
～1,000	3	3	1	6	2
1,001～1,500	3	3	5	10	4
1,501～1,800	3	9	6	6	5
1,800～2,000	4	4	5	8	9
2,001～2,300	9	5	4	5	8
2,301～2,500	7	0	1	3	3
2,501～	11	1	1	0	5
計	40	25	23	38	36

■養育医療の給付状況（市町村別延件数）

年度 市町村	18	14	15	16	17
白河市	19	7	7	14	19
西郷村	3	5	5	7	4
泉崎村	1	3	3	3	4
中島村	1	0	0	1	0
矢吹町	11	4	4	5	4
棚倉町	3	7	7	3	3
矢祭町	0	0	0	0	0
塙町	2	0	0	4	2
鮫川村	0	2	2	1	0
計	40	28	28	38	36

## 6 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

■小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成19年3月31日 単位：人

市町村	悪性新 生 物	慢性腎 疾 患	ぜ ん そ く	慢性心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠原病	糖尿病	先天性代 謝 異 常	血友病等 血液疾患	神経・ 筋疾患	計 (延数)
白河市	8	6	1	5	23	2	10	1	5	1	62
西郷村	4	2		1	4	1	1	3	2		18
泉崎村		1			1						2
中島村	1										1
矢吹町	3			1	3	1	1		1	1	11
棚倉町	1	6	2	1	4			2			16
矢祭町		1		2	1					1	5
塙 町		2	1	2	3		1		1		10
鮫川村	1					1					2
計(実数)	18	18	4	12	39	5	13	6	9	3	127
1 8(延数)	22	19	4	14	45	6	14	8	10	4	146
1 4	41	7	5	5	30	4	11	8	32	0	143
1 5	49	7	7	5	37	4	16	7	27	0	159
1 6	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	153
1 7	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	119

7 不妊総合相談事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

■不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
1 6	2	1	1
1 7	3	3	0
1 8	7	4	3

8 先天性代謝異常検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果の確認及び保健指導を実施しました。

■先天性代謝異常検査(精密検査)の実施状況

疾 患 名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	1	1	0	0
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	1	1	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
計	3	2	0	1



## 9 新生児聴覚検査事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を試行的に実施しました。

■新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
16	1	1	0
17	1	0	1 (片側性中等度難聴)
18	2	1 (片側中～高度難聴の疑い)	1 (左感音難聴)

## 10 県南地域思春期保健対策推進事業

(根拠) 地方振興局連携調整事業費取扱要領

10代の望まない妊娠と人工妊娠中絶の減少に向けて、保健、医療、教育などの関係機関と連携を強化するとともに、講演や地域関係者への研修等により、思春期の性に関する正しい知識の普及啓発を行いました。

(1) 県南地域思春期保健対策推進会議 (10代の性のち生きいきプロジェクト推進会議と同時開催)

地域の保健・医療・教育等関係者が思春期の性の問題について共通認識を持ち、各関係機関の連携のもとに、性に関する正しい知識の普及、思春期の保健教育等を行う体制づくりのための会議を開催しました。

■会議の開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加機関	出席者
平成18年6月30日(金) 県南保健福祉事務所	平成17年度県南地域思春期保健対策推進事業の実施概況について 平成18年度県南地域思春期保健対策推進事業計画(案)について	学識経験者、県産婦人科医会、県助産師会、小・中学校校長会、PTA、	23人
平成19年3月8日(木) 県南保健福祉事務所	県南地域思春期保健対策推進事業の実施状況と今後の課題について	青少年健全育成、 県学校保健会、市町村の代表者	20人

(2) 県南地域における思春期保健に関する実態調査

保健・医療・教育関係機関の思春期保健教育(性教育)及び思春期保健関連事業の実施状況実態を把握するための調査を実施しました。

■調査の実施状況

調査名	調査期間	調査対象
思春期保健教育等の実施状況調査	平成19年2月8日～ 平成19年2月20日	県南地域の市町村、産婦人科・泌尿器科・小児科医療機関、中学校・高等学校

### (3) 県南地域思春期保健セミナーの開催

思春期にある子どもたちの健やかな成長に向けて、性とその自立に向けたサポートのあり方や学校での性教育の取り組みについて理解を深めるため、講演及び実践報告によるセミナーを開催しました。

#### ■研修会の開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加者	出席者
平成18年11月27日(月) ホテルサンルート白河	基調講演：「思春期の子どもたちの性と自立ー子どもたちの心を受け止め、支えるために」 実践報告：「学校における性教育の取り組み」	保健・医療・教育関係者、保護者及び一般住民等	238人

### (4) 思春期保健対策推進研修会

思春期保健対策を推進する地域の人材の育成を図るため、思春期保健教育や保健指導に携わる地域関係者を対象に研修会を開催しました。

#### ■研修会の実施状況

	開催年月日・場所	主な議題	参加者	出席者
医師研修	平成18年8月24日(木) ホテルサンルート白河	講演：「性感染症の現況ー診療室からのメッセージ」 行政説明：県南地域思春期保健対策推進事業の概要について	産婦人科・泌尿器科医師	25人
保健・教育関係者研修	平成18年10月2日(月) ホテルサンルート白河	行政説明：県南地域思春期保健対策推進事業の概要について 講演：「性感染症の現状と予防」 講演：「若年妊娠の現状と課題」 演習：「『模擬授業』による性教育のあり方」	保健・教育関係者	51人

### (5) 思春期保健教育への医師等派遣事業

学校での思春期保健教育（性教育）の実践的な取り組みを支援し、性に関する正しい知識を普及するために性教育に関わる医師等を派遣するとともに、高校生向けのリーフレットを作成しました。

#### ■医師等の派遣状況

派遣期間	派遣先	派遣学校数	派遣講師	参加人数
平成18年7月～11月	各高等学校	8校	産婦人科・泌尿器科医師	2,278人

## 1.1 10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業

### (1) 親支援・性と生のワークショップ（教育庁との連携事業）

（根拠）親支援・性と生のワークショップ開催要項

10代の子どもたちの健全な育成を推進するため、保健福祉部と教育庁が連携し、保護者や地域の大人を対象に性と生についてのワークショップを開催しました。

■開催状況

開催年月日・場所	主な内容	参加者	出席者
平成18年7月1日（土） 白河市文化センター 白河地域職業訓練センター	講話：「親として、子どもたちに伝えたい性と生」 問題提起：「10代の性の現状と課題」 課題別ワークショップ 思春期子育て相談（個別相談）	保護者、学校教育・社会教育・家庭教育支援関係者、PTA、保健福祉関係者及び一般住民等	222人

## V-2) 子育て支援環境づくりの推進

### 管内児童数の推移

平成17年（2005年）の国勢調査の結果による管内児童数は、29,217人で 管内総人口153,347人の19.1%を占めています。平成7年（1995年）23.8%、平成12年（2000年）21.4%で漸減傾向が続いています。（参照資料編 表40）

### 1 児童手当の支給状況

（根拠） 児童手当法第8条

平成19年2月末現在の児童手当受給者は11,993人、該当児童17,361人でした。

平成18年4月から該当児童の年齢が小学校第6学年修了までに引き上げられたことに伴い、前年度に比べ受給者は22.8%、該当児童は34.9%増加しました。

（参照資料編 表41）

### 2 うつくしま子ども夢プランの推進

（根拠） 次世代育成支援対策推進法第9条

うつくしま子ども夢プランを推進するため、市町村等への情報提供、交換を積極的に行うとともに、子育て支援を進める県民運動事業の一環として、「子育て週間」中に講演会を開催して、関係者の認識の共有と連携の強化を図りました。

- ・ヘネシー・澄子氏講演会の開催

平成18年5月23日 ホテルサンルート白河 参加者数 170人

- ・市町村、保育所等への情報提供（随時）

また、うつくしま子ども夢プランの進捗にとって、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画の推進は重要ですが、各市町村が設定した目標事業量の達成状況は、次表のとおりです。

#### ■県南地域における目標事業量の達成状況

（特定14事業のうち、各市町村が目標値を設定した事業について、その和を掲載）

	通常保育 (定員：人)	延長保育 ※1	休日保育	放課後児童 健全育成 ※3	一時保育	特定保育
計画策定時 16年度	1,718	9 (※2)	0	22	4	0
現状 18年度	1,758	5 (※2)	0	28	4	0
目標 21年度	2,018	14	2	29	11	1

単位：か所

	病後児保育 (施設型)	ファミリー・サポ ート・センター※3	地域子育て 支援センター	つどいの広 場
計画策定時：16年度	0	0	1	0
現状：18年度	0	1	2	1
目標：21年度	1	6	11	4

※1 園長保育以下の事業は、実施施設数で表示。

※2 16年度の延長保育事業は、特別保育事業における延長保育実施施設数。18年度はソフト交付金  
該当事業実施施設数。

※3 県単補助事業を含む。

### 3 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導

(根拠) 社会福祉法第70条 児童福祉法第46条第1項、第59条第1項

適正な保育の維持と一層の向上のため、認可保育所への指導監査を行い、また、認可外保育施設への調査指導を実施しました。

## V-3) 子育て家庭の支援

### 母子・寡婦福祉事業

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)と1名の母子福祉協力員が母子家庭等の生活一般、生活援護、児童等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

- ・母子等相談受付件数899件(うち東白川福祉相談コーナー478件)

(参照資料編 表42,43)

- ・母子寡婦福祉資金 貸付件数18件、貸付額8,339千円(前年度比39.2%減)

(参照資料編 表44)

## V-4) 子育てと仕事の両立支援

### 1 保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成18年4月1日現在で20名の定数増が図られ、待機児童対策は一定の前進を見ました。しかし、町村によっては、なお対策の強化が求められています。

### 2 保育対策等促進事業等

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱外

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助を行いました。

また、障がい児保育や乳児保育のための環境改善事業を実施する市町村に県の単独補助金を交付しました。(参照資料編 表45)

- ・一時保育促進事業 4 か所（実施保育所数、以下同じ）
- ・乳児保育促進事業 4 か所（公立は補助対象外）
- ・地域子育て支援センター事業 2 か所
- ・分園推進事業 1 か所
- ・軽度障がい児保育事業（県単） 4 か所

### 3 認可外保育施設の状況

（根拠） 児童福祉法第59条の2

認可外保育施設は、事業所内施設が5か所、その他が6か所の11か所となっています。  
（参照資料編 表46）

## V-5) 子どもの健全育成の推進

### 1 放課後児童健全育成事業

（根拠） 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱

日中、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を中心として組織される放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

（参照資料編 表47）

- ・対象児童クラブ 20 か所

### 2 わくわく放課後支援事業

（根拠） 福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

1の補助要件に満たない放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象児童クラブ 8 か所

### 3 障がい児受入支援事業

（根拠） 福島県放課後児童クラブ障がい児受入支援事業実施要綱

児童クラブの障がい児受入を促進するため、これを実施する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象児童クラブ 3 か所

## V-6) 子どもの権利擁護の推進

### 要保護対策の推進

（根拠） 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しています。

（参照資料編 表48, 49）

## V-7) 小児医療体制の充実

### 1 小児初期救急医療体制の確保

(根拠) 福島県小児科研修事業実施要綱  
県南地域小児救急医療医師研修会開催要領

#### (1) 県南地域小児救急医療医師研修会

小児科医不足が深刻化している県南地域における小児初期救急医療体制の充実を図るため、管内の医師を対象とした小児救急医療医師研修会を開催しました。

・受講者数延べ数220名、(全回(5回)受講者28人)

#### ■研修会の実施状況

	研修日時 ※	研修内容	講師名	受講者数
第1回	9月11日(月)	子どもをみる時の注意点	福島県立医科大学 名誉教授	54人
第2回	9月20日(水)	主訴別対応1 発熱、痙攣、発疹	白河厚生総合病院 小児科科長	47人
第3回	10月11日(水)	主訴別対応2 下肢痛、血尿、消化器系 呼吸器系	白河厚生総合病院 小児科医長	45人
第4回	10月18日(水)	主訴別対応3 事故、中耳炎 鼠径ヘルニア	白河厚生総合病院 小児科医師	37人
第5回	10月25日(水)	その他 予防接種、薬の飲ませ方 薬用量 治療計画	福島県立医科大学 看護学部教授	37人

※ 時間はいずれも19:00~21:00

## VI 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

### VI-1) 介護保険事業支援計画等の推進

#### 第四次高齢者保健福祉計画及び第三次介護保険事業支援計画の進行管理

(根拠) 老人福祉法 老人保健法及び介護保険法

平成18年度から平成20年度を計画期間とした第四次福島県高齢者保健福祉計画及び第三次福島県介護保険事業支援計画について、進行管理を行いました。

- ・ 県南地方高齢者保健福祉計画等連絡会議の開催

開催日 平成19年3月1日

出席者 市町村保健福祉担当課長、社会福祉施設代表者、医療機関代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等

### VI-2) 生きがいくりと社会参加の促進

#### 1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・ 平成18年度贈呈者数 16人

(17年度14人、16年度7人、15年度7人、14年度6人)

#### 2 高齢社会対策推進事業

(根拠) 福島県高齢社会対策推進事業実施要綱

地域福祉推進の主体である市町村に対して、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを展開できるよう支援し、すべての高齢者が安心して生きいきと暮らせる社会を実現することを目的に補助金を交付しました。

##### ■ 高齢社会対策推進事業(市町村別)実施状況

市町村	事業名
白河市	高齢者外出支援巡回バス運行事業 高齢者温泉交流健康増進事業
西郷村	高齢者生きがい活動支援事業
泉崎村	筋力アップ事業
矢吹町	認知症予防教室 転倒骨折予防教室
矢祭町	高齢者のふれあい健康教室 高齢者の安心サポート事業
計	実施市町村数 5 (実施事業数 8)

#### 3 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助額 4,946 千円

## VI-3) 健康づくりと介護予防の推進

### 1 地域支援事業

#### (1) 地域包括支援センター支援

(根拠) 地域包括支援センター機能強化研修開催要項

平成18年4月の介護保険法改正により、新たに地域支援事業及び新予防給付が創設されました。地域支援事業は①介護予防事業②包括的支援事業③任意事業から構成され、市町村及び②の包括的支援事業の委託を受けた者は地域の高齢者ケアを行う中核機関として地域包括支援センターを設置することができるとされており、当圏域においても各市町村1か所ずつ設置されました。

そのセンター職員の効率的かつ適正な業務の実施を目的として、研修及び情報交換会を開催しました。

#### ■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
【地域包括支援センター機能強化研修（圏域別研修）】 18年11月30日（木） 須賀川市アリーナ	①講演「高齢者虐待防止法について」 ②高齢者虐待防止の取組みについて ③高齢者虐待防止ネットワーク事業（モデル事業）について ④質疑応答、意見交換 ※本研修会は県中・県南圏域合同開催である。	14 人 (当圏域分)
【当所地域包括支援センター職員等情報交換会】 第1回：18年6月13日 (火)  第2回：18年9月11日 (月)  県南保健福祉事務所 (2回とも)	○各地域包括支援センター活動の現状について(情報交換)  ○特定高齢者の把握と介護予防ケアマネジメントについて ①生活機能評価実施状況について ②特定高齢者介護予防ケアプランについて ③介護予防事業実施（予定）状況について	23 人   27 人 (センター職員他)

### 2 認知症予防対策事業

(根拠) 福島県認知症予防対策事業実施要綱

認知症高齢者の増加傾向、その予防の重要性の観点から、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域における早期発見・早期対応体制の整備を行うことを目的とし、県内各保健福祉事務所で下記の事業を実施しました。

#### (1) 認知症予防対策推進会議の開催（平成16年度設置）

今年度は、平成17年度に当圏域の認知症予防対策の一環として作成した認知症専門医療機関リストの活用状況について評価するとともに、今後の圏域における認知症予防の取組みを推進するため、圏域内モデル市町村において実施されている認知症予防事業の実施状況及び支援状況について報告しました。



■認知症予防対策推進会議開催状況

開催年月日・場所	内 容	出席者数
19年 1月16日 (火) 県南保健福祉事務所	①平成17年度事業評価について ②平成18年度福島県認知症予防対策事業について ③平成18年度モデル市町村支援状況について ④管内市町村及び関係機関における認知症予防対策への取組み状況について	推進会議 委員 14人

(2)モデル市町村支援（平成17年度～）

地域における認知症の予防・早期発見・早期対応体制整備を推進するため、各保健福祉圏域においてモデル市町村等を選定し、認知症予防プログラムの実施等技術支援を行いました。

当圏域モデル市町村：西郷村

・実地支援 15回

VI-4) 施設医療・介護の充実

老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

・特別養護老人ホーム 2施設

・軽費老人ホーム 2施設

VI-5) 介護保険制度の円滑な運営

1 介護保険の認定

(1)介護認定審査会の設置

(根拠) 介護保険法第14条

県南管内は、白河地方広域市町村圏整備組合において介護認定審査を共同処理しています。

・白河地方広域市町村圏整備組合

介護保険審査会の設置形態 8合議体・審査会委員48人

(2)認定調査員等研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

ア 認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
19年 3月13日（火） サンフレッシュ白河	①説明「本県における介護保険制度運営状況及び認定状況について」 ②講義「『状態の維持・改善可能性に係る審査状況』と調査項目判定上の留意点～審査会の状況から」 ③講義・演習「事例から学ぶ～要介護1相当と判定された事例を中心に～」	市町村等職員 認定調査員他 120人

イ 介護認定審査会委員研修会の開催

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
19年 3月17日（土） 白河地方広域市町村 圏整備組合	①講演「介護認定審査会における公平・公正な審査判定について」	介護認定審査 会委員他 38人

(3)市町村別要介護認定状況

平成18年4月の介護保険法改正により、従来の「要介護1」が「要支援2」と「要介護1」に分かれたことから「要介護1」の認定者数は減少しましたが、全体として認定者数は年々増加しています。特に、平成18年度は、「要介護2～5」の認定者数の増加割合が高くなっています。

■要介護（要支援）認定者数(市町村別)

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白 河 市	207	282	0	281	372	323	385	332	2,182
西 郷 村	47	92	0	61	91	81	99	67	538
泉 崎 村	14	26	0	17	25	24	37	23	166
中 島 村	27	28	0	11	20	23	16	12	137
矢 吹 町	51	80	2	54	83	71	77	56	474
棚 倉 町	42	76	0	56	77	67	96	69	483
矢 祭 町	31	40	0	27	50	26	60	28	262
塙 町	50	65	2	62	56	52	63	56	406
鮫 川 村	21	24	0	24	25	24	37	24	179
H19.3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827
H18.3月末	(要支援)		562	1,622	597	580	769	574	4,704
H17.3月末	(要支援)		404	1,577	581	550	634	567	4,313
H16.3月末	(要支援)		401	1,377	622	499	579	548	4,026
H15.3月末	(要支援)		348	1,292	705	434	538	490	3,807

## 2 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成18年度における居宅サービス事業者の数は、介護給付サービスで4事業者、予防給付サービスでは5事業者増えています。

施設については、平成18年度における増減はありませんでした。

### ■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

区 分		19.4.1 現在	18.4.1 現在	増加数	対前年比
介護サービス	居宅介護支援事業者	39	39	—	1.00
	居宅サービス事業者	110	106	4	1.38
	訪問介護	33	32	1	1.03
	訪問入浴介護	10	10	—	1.00
	訪問看護	9	10	-1	0.90
	訪問リハビリテーション	1	1	—	1.00
	居宅療養管理指導	0	0	—	—
	通所介護	21	19	2	1.11
	通所リハビリテーション	4	3	1	1.33
	短期入所生活介護	9	9	—	1.00
	短期入所療養介護	0	0	—	—
	特定施設入所者生活介護	2	1	1	2.00
	福祉用具貸与	11	11	—	1.00
	特定福祉用具販売	10	10	—	1.00
小 計	149	145	4	1.03	
予防サービス	介護予防支援事業者	9	9	—	1.00
	介護予防サービス事業者	103	98	5	1.05
	介護予防訪問介護	30	29	1	1.03
	介護予防訪問入浴介護	9	9	—	1.00
	介護予防訪問看護	9	9	—	1.00
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	—	—
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	—	—
	介護予防通所介護	21	19	2	1.11
	介護予防通所リハビリテーション	4	3	1	1.33
	介護予防短期入所生活介護	9	9	—	1.00
	介護予防短期入所療養介護	0	0	—	—
	介護予防特定施設入所者生活介護	2	1	1	2.00
	介護予防福祉用具貸与	9	9	—	1.00
特定介護予防福祉用具販売	10	10	—	1.00	
小 計	112	107	5	1.05	
合 計	261	252	9	1.04	

### ■施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	19.4.1現在	18.4.1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	9施設( 650床)	9施設( 650床)	—	1.00(1.00)
介護老人保健施設	4施設( 400床)	4施設( 400床)	—	1.00(1.00)
介護療養型医療施設	4施設( 63床)	4施設( 63床)	—	1.00(1.00)
合 計	17施設(1,113床)	17施設(1,113床)	—	1.00(1.00)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）

### 3 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 5施設
- ・居宅サービス事業所 22事業所
- ・居宅介護支援事業所 3事業所

### 4 介護保険対象サービスの利用状況

平成18年4月の介護保険法改正により、地域密着型(介護予防)サービスが、新たなサービスとして加わりましたが、まだ、サービス提供事業者が少ないことから、利用実績は少ない状況です。

#### ■介護保険対象サービスの利用状況

サービス名	単位	H18利用実績
訪問介護	回/年	145,988
介護予防訪問介護		20,396
計		166,384
訪問入浴	回/年	8,678
介護予防訪問入浴		84
計		8,762
訪問看護	回/年	14,359
介護予防訪問看護		627
計		14,986
訪問リハビリテーション	回/年	4
介護予防訪問リハビリテーション		0
計		4
居宅療養管理指導	人/年	1,029
介護予防居宅療養管理指導		29
計		1,058
通所介護	回/年	83,013
介護予防通所介護		14,092
計		97,105
通所リハビリテーション	回/年	27,705
介護予防通所リハビリテーション		5,638
計		33,343
短期入所生活介護	日/年	36,460
介護予防短期入所生活介護		617
計		37,077
短期入所療養介護	日/年	8,593
介護予防短期入所療養介護		470
計		9,063
特定施設入居者生活介護	年間平均 人数	12.33
介護予防特定施設入居者生活介護		3.42
計		15.74

サービス名		単位	H18利用実績
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 計			10,758
		人/年	747
			11,505
特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売 計			329
		人/年	70
			399
地域 密着型 (介護 予防) サービス	夜間対応型訪問介護	回/年	0
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 計		2,320
			46
			2,366
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 計		268
			0
			268
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 計		60.17
		年間平均 人数	2.67
			62.83
	地域密着型特定施設入居者生活介護	年間平均 人数	0.00
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	年間平均 人数	0.00	

(出典：介護保険対象サービス等利用状況調査)

## Ⅶ 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

### Ⅶ－１) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進

#### 1 精神保健福祉研修会の開催

(根拠) 平成18年度精神保健福祉研修会開催要領

平成17年7月から、精神障がい者の社会復帰を促進するための新しい制度として、心身喪失者等医療観察法が施行されました。

この心身喪失者等医療観察法と地域ケア体制についての講演を実施することにより、新制度のもとでの精神障がい者に対する支援についての理解を深め、関係機関の連携を図る契機としました。

#### ■精神保健福祉研修会の開催参加者数

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成19年2月28日(水) 県南保健福祉事務所 会議室	・講演 「医療観察制度による地域ケア体制について」 ・講師 県立矢吹病院院長	・市町村精神保健福祉担当職員 ・精神科医療機関職員 ・精神保健福祉関係団体職員等 ・その他	47人

### Ⅶ－２) 総合療育体制の推進

#### 1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

受託施設に専任のコーディネーターを配置し、在宅障がい児及び知的障がい者の療育等の相談、関係機関との調整を行う地域生活支援事業及び巡回相談や外来者に対する各種相談等を実施しました。

- ・受託施設 2施設(コーディネーター各1名)  
白河こひつじ学園(西郷村 社会福祉法人牧人会運営)  
はなわ育成園(塙町 社会福祉法人牧人会運営)
- ・委託料 11,239千円

#### ■受託施設における相談等の実施状況

受託施設名	地域生活支援事業			サービス調整 会議開催回数
	電話相談回数	家庭訪問回数	来所相談回数	
白河こひつじ学園	261	463	151	37
はなわ育成園	37	234	42	24

## Ⅶ－３） 雇用と就労の促進

### 1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の4

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適応するための訓練を行い、円滑な社会復帰を援助しました。

委託料 292千円

#### ■社会適応訓練事業実績

18年度末登録事業所数	委託事業所数	委託患者数
18	2	2

### 2 障がい者小規模作業所運営事業

(根拠) 福島県障がい者小規模作業所運営事業補助金交付要綱

雇用されることが困難な在宅の障がい者に対し自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自活させるための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町 7作業所(身体・知的5 精神2)
- ・補助率 1/2
- ・補助額 14,738千円

### 3 障がい者小規模作業所緊急支援市町村補助事業

(根拠) 福島県障がい者小規模作業所緊急支援市町村補助事業補助金交付要綱

障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者の団体等が実施する障がい者小規模作業所運営事業に補助を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町 7作業所(身体・知的5 精神2)
- ・補助率 1/2
- ・補助額 1,072千円

### 4 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助事業

(根拠) 知的障害者福祉法第21条の8

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

就労している知的障がい者が、職場に通勤しながら対人関係の調整等、独立に必要な指導等を受けるために知的障がい者通勤寮に入所した場合、支援費を支給した町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4町村
- ・補助率 1/4
- ・補助額 656千円

## Ⅶ－４） 自立の支援と社会参加の促進

### 1 障がい児・者情報バリアフリー化支援事業

(根拠) 福島県障がい児・者情報バリアフリー化支援事業補助金交付要綱

重度の視覚障がい児・者及び上肢不自由児・者に対し、情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用する際に必要な周辺機器やソフトウェアを購入するための費用の一部を補助しました。

- ・補助件数 1 件
- ・補助率 2 / 3（上限 10 万円）
- ・補助額 37 千円

### 2 精神障がい者保健福祉手帳交付

(根拠) 精神保健福祉法第 45 条

精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に手帳を交付（精神保健福祉センター）しており、手帳の利用方法や社会資源の活用方法を普及啓発するなど、手帳の普及を図りました。

(参照資料編 表50)

#### ■ 交付状況

単位：人

1 級	2 級	3 級	合 計	不交付
25	96	34	155	0

### 3 精神障がい者地域生活支援センター運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第 50 条の 2 第 1 項第 5 号

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

福島県精神障がい者社会復帰施設指導監査実施要綱

地域の精神障がい者に対する相談助言をはじめとする各種援助を総合的に行うことを目的とする社会復帰施設である地域生活支援センターについて、NPO 法人の運営する施設の運営及び利用を支援しました。

- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金
- ・NPO 法人ころん 10,937 千円（本庁執行）

### 4 精神障がい者福祉ホーム運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第 50 条の 2 第 1 項第 3 号

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する社会復帰施設である精神障がい者福祉ホームについて、社会福祉法人が新設した施設の運営及び利用を支援しました。

- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金
- ・社会福祉法人真徳会 福祉ホーム「ひもろぎの園」17,468 千円（本庁執行）

### 5 身体障がい者相談員の配置

(根拠) 身体障害者福祉法第 12 条の 3

福島県身体障がい者相談員報償金支給要領

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。

(参照資料編 表51)



報償費 193千円

■身体障がい者相談員設置人数

平成18年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	棚倉町	1
泉崎村	1	矢祭町	1
中島村	1	埴町	1
矢吹町	1	鮫川村	1
西白河郡計	4	東白河郡計	4
		白河市	2
		計	10

6 知的障がい者相談員の配置

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の2

福島県知的障がい者相談員報償金支給要領

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表52)

報償費 126千円

■知的障がい者相談員設置人数

平成18年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	棚倉町	1
泉崎村	1	矢祭町	
中島村		埴町	1
矢吹町	1	鮫川村	
西白河郡計	3	東白河郡計	2
		白河市	1
		計	6

VII-5) 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等に関すること

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況 単位：件

申請件数		通報件数				精神病院管理者の届出件数	合計	診察不要件数	診察件数		要措置件数
34条	23条	警察官(24条)	検察官(25条)	保護観察所の長(25条の2)	矯正施設の長(26条)				1次	2次	
		6					6		6	3	3

■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
	3	3		

■医療保護入院患者の状況

入院届件数	退院届件数
73	57

2 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神病院実地指導要領

精神病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導、特別実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：3施設（特別2・一般1病院）
- ・実地審査：措置入院8人 医療保護入院11人 3か月後の入院0人

3 精神障がい者通院医療費公費負担

(根拠) 精神保健福祉法第32条

精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、通院医療の促進を図りました。

■精神障がい者通院医療費公費負担申請・承認状況 単位：件

年度	14	15	16	17	18
申請件数	558	790	622	818	—
承認件数	558	790	622	818	—

4 自立支援医療（精神通院医療）認定手続き関係事務

(根拠) 障害者自立支援法第52条

障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの精神障がい者通院医療費公費負担が平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）に改正されることとなったため、制度改正に伴う認定の手続きを進めました。

- ・申請件数 672件
- ・承認件数 672件

5 精神障がい者家族教室の開催

(根拠) 平成18年度精神障がい者家族教室実施要領

精神障がい者を抱える家族が病気に対する正しい知識と対処方法を学び、家族が抱える問題等を共有することで家族本来の機能の回復を図り、家族会の活性化を図ることを目的として、精神障がい者地域生活支援センター「生活支援センター・こころん」との連携のもとに開催しました。

- ・開催回数 4日間コースで開催  
平成18年8月30日、9月20日、11月22日、  
12月13日
- ・場 所 生活支援センター・こころん
- ・参加実人数 47人
- ・参加延人数 117人

## Ⅶ－６） 在宅福祉サービスの充実

### １ 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の（１）～（３）の事業）を行った市町村に対して、補助金を交付しました。（参照資料編 表53）

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／2
- ・補助額 135,002千円

#### （１） 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

#### （２） 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

#### （３） 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

### ２ 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

- ・支給総額 22,193千円

#### ■特別障害者手当等受給者数

平成19年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当（経過措置）受給者数	計
白河市(参考)	40	28	5	73
西郷村	3	10	1	14
泉崎村	5	4	1	10
中島村	1	1		2
矢吹町	9	6	2	17
棚倉町	3	6	1	10
矢祭町	6	4		10
塙町	8	7	2	17
鮫川村	10	3		13
計	85	69	12	166
18年度月額	@26,440円	@14,380円	@14,380円	

### ３ 身体障がい者居宅介護等事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第6項(平成18年3月31日まで)

平成18年度福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

日常生活を営むうえで支援を要する身体障がい者がホームヘルパーによる身体介護

や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 8市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 845千円

■利用状況

市町村	利用実人数(人)					年間利用延 時間数  (時間)
	身体介護	家事援助	移動介護 (身体介護 を伴う)	移動介護 (身体介護 を伴わない)	日常生活 支援	
西郷村	1	2	2	1	1	340.5
泉崎村	3					31.0
中島村	1					26.0
矢吹町	7	4				293.0
棚倉町	1	2				130.0
矢祭町	2					102.0
埴町	1		1			85.5
鮫川村						0.0
白河市	10	8	1			259.0
計	26	16	4	1	1	1,267.0

4 身体障がい者デイサービス事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第7項(平成18年3月31日まで)

平成18年度福島県身体障がい者デイサービス事業補助金交付要綱

就労困難な在宅身体障がい者が自立や生きがいを高めるため、身体障がい者デイサービス事業所等に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。

(参照資料編 表 53)

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 174千円

■利用実人数

単位：人

西郷村	2	矢祭町	1
中島村	1	鮫川村	2
矢吹町	3	白河市	9
		計	18

5 身体障がい者短期入所事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第8項(平成18年3月31日まで)

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

身体障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 2 町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 16千円

■利用実人数

単位：人

矢吹町	1	鮫川村	1
		計	2

6 知的障がい者・児童居宅介護等事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第7項 児童福祉法第6条の2第7項

(平成18年3月31日まで)

平成18年度福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

日常生活を営むうえで支援を要する障がい児や知的障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して補助金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 538千円

■利用状況

市町村	知的障がい者					児 童				
	利用実人数 (人)				年間利用 延時間数 (時間)	利用実人数 (人)				年間利用 延時間数 (時間)
	身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わな い)		身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わな い)	
西郷村	1	1	1	4	71.0			1		4.0
泉崎村	3	2			76.0					0.0
中島村				1	30.0					0.0
矢吹町			1	1	36.0					0.0
棚倉町	2	5			202.5	2				63.5
矢祭町	1	1			30.5					0.0
塙 町		1			32.0	4				138.0
鮫川村		4		1	34.0	1			1	70.0
白河市	4	13	3	11	314.5	3		7	1	101.0
計	11	27	5	18	826.5	10	0	8	2	376.5

7 知的障がい者・児童デイサービス事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第8項 児童福祉法第6条の2第3項

(平成18年3月31日まで)

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

在宅の障がい児が日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を受けるために児童デイサービス事業所に通所した場合、また在宅の知的障がい者が自立や生きがいを高めるため知的障がい者デイサービス事業所に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して補助金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 8市町村（知的8市町村 児童5市町村）
- ・補助率 1／4
- ・補助額 1,013千円  
（知的 620千円 児童 393千円）

■利用実人数

単位：人

知的障がい者デイサービス				児童デイサービス			
西郷村	2	棚倉町	1	西郷村	4	棚倉町	
泉崎村	4	矢祭町	1	泉崎村	3	矢祭町	
中島村	4	塙町		中島村	3	塙町	
矢吹町	2	鮫川村	1	矢吹町	3	鮫川村	
		白河市	11			白河市	7
		計	26			合計	20

8 知的障がい者・児童短期入所事業

（根拠） 知的障害者福祉法第4条第9項 児童福祉法第6条の2第4項

（平成18年3月31日まで）

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担（補助）金交付要綱

在宅の障がい児や知的障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい児や障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して補助金を交付しました。（参照資料編 表53）

- ・実施市町村 7市町村（知的5市町村 児童5市町村）
- ・補助率 1／4
- ・補助額 257千円（知的 93千円 児童 164千円）

■利用実人数

単位：人

知的障がい者短期入所				児童短期入所			
西郷村		棚倉町	1	西郷村	5	棚倉町	4
泉崎村		矢祭町		泉崎村	2	矢祭町	
中島村	2	塙町	1	中島村	4	塙町	
矢吹町	1	鮫川村		矢吹町		鮫川村	
		白河市	8			白河市	27
		合計	13			合計	42

9 知的障がい者地域生活援助事業

（根拠） 知的障害者福祉法第4条第5項（平成18年3月31日まで）

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担（補助）金交付要綱

地域の住宅（アパート、マンション等）で数人の共同生活を営む知的障がい者に対し食事提供や金銭管理等の生活援助を行う住居であるグループホームに、知的障がい者が入居してサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して補助金を交付しました。（参照資料編 表53）

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 181千円

■利用実人数 単位：人

西郷村	1	鮫川村	2
矢吹町	2	白河市	2
棚倉町	1		
矢祭町	2	合計	10

### 10 身体障がい者補装具交付・修理事業

(根拠) 身体障害者福祉法第20条(平成18年3月31日まで)

町村が実施する、身体障がい者のための義肢等の補装具を交付または修理する事業に対して負担金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施町村 8町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 2,658千円

### 11 身体障がい者更生医療給付事業

(根拠) 身体障害者福祉法第19条(平成18年3月31日まで)

町村が実施する、身体障がい者の更生のために必要な医療費の給付事業に対して負担金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施町村 6町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 383千円

■更生医療給付状況 (給付実人数)

市町村	肢 体		心 臓		腎 臓		合 計		
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	計
西郷村						4		4	4
泉崎村						2		2	2
中島村									
矢吹町			4		4		8		8
棚倉町	1		1			3	2	3	5
矢祭町									
塙 町			1			4	1	4	5
鮫川村	1						1		1
白河市(参考)			2			13	2	13	15
管内計	2	0	8	0	4	26	14	26	40

### 12 身体障がい者日常生活用具給付等事業

(根拠) 身体障害者福祉法第18条第2項(平成18年9月30日まで)

地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が実施する在宅の身体障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 7町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 465千円

■日常生活用具交付状況（身体障がい者）

単位：件

区 分	件数	区 分	件数
浴槽（湯沸器含む）		福祉電話	
浴槽		ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由	
便器		者用	
手すり（便器に手すりをつけた場合）	1	視覚障がい者用ワードプロセッサ	
特殊マット	1	酸素ボンベ運搬車	
視覚障がい者用ポータブルレコーダ	1	聴覚障がい者用屋内信号装置	
盲人用時計	2	視覚障がい者用拡大読書器	3
特殊便器	1	移動用リフト	
特殊寝台	1	重度障がい者用意志伝達装置	
点字タイプライター		ネブライザー（吸入器）	1
電磁調理器	1	点字図書	
歩行支援用具	1	聴覚障がい者用通信装置	
入浴補助用具	5	携帯用会話補助装置	
特殊尿器		聴覚障がい者用情報受信装置	
火災警報器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
自動消火器		電気式たん吸引器	
盲人用音声式体温計	2	点字ディスプレイ	
入浴担架		居宅生活動作補助用具	1
盲人用体重計	1	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器		計	22

1 3 身体障がい児補装具交付・修理事業

（根拠） 児童福祉法第21条の6（平成18年3月31日まで）

町村が実施する、身体障がい児のための義肢等の補装具を交付または修理する事業に対して、負担金を交付しました。（参照資料編 表53）

- ・実施町村 5町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 1,170千円

1 4 重度障がい児・者日常生活用具給付等事業

（根拠） 知的障害者福祉法第15条の32第2項 児童福祉法第21条の25第2項

（平成18年9月30日まで）

地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が実施する在宅の障がい児及び知的障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助金を交付しました。（参照資料編 表53）

- ・実施市町村 3市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 193千円



■日常生活用具交付状況（重度障がい児・者）

単位：件

区 分	件 数	区 分	件 数
浴槽		ファックス	
便器		酸素ボンベ運搬車	
手すり（便器に手すりをつけた場合）		聴覚障がい者用屋内信号装置	
特殊マット	1	視覚障がい者用拡大読書器	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー		移動用リフト	
盲人用時計		重度障がい者用意志伝達装置	
特殊便器		ネブライザー（吸入器）	3
訓練用ベッド	1	点字図書	
点字タイプライター		聴覚障がい者用通信装置	
電磁調理器		携帯用会話補助装置	1
歩行支援用具	2	盲人用体重計	
入浴補助用具	1	聴覚障がい者用情報受信装置	1
特殊尿器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
火災警報器		電気式たん吸引器	2
自動消火器		点字ディスプレイ	
盲人用音声式体温計		居宅生活動作補助用具	3
入浴担架		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器	1	合 計	16

15 地域活動支援センター運営事業

（根拠） 福島県地域活動支援センター運営事業補助金交付要綱

創作的活動又は生産活動の機会の提供等、障がい者の社会参加の促進を図るための地域活動支援センターの運営への補助等を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 1村（1センター）
- ・補助率 1／2
- ・補助額 1,500千円

※自立支援給付費負担金関係事業

16 自立支援給付費負担事業（障害福祉サービス費等）

（根拠） 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 6市町村
- ・負担率 1／4
- ・負担額 88,547千円

■障害福祉サービス費等対象者延人員

事業種別	対象者延人員(人)
居宅介護	805
行動援護	6
児童デイサービス	514
短期入所	276
共同生活援助	316
外出介護	76
障害者デイサービス	254
重度訪問介護	6
療養介護(医療を除く)	19
生活介護	61
重度障害者等包括支援	0
共同生活介護	5
施設入所支援	14
自立訓練	0
就労移行支援	22
就労継続支援	100
旧法施設支援	1,981
高額障害福祉サービス	2
サービス利用計画書作成	8
特定障害者特別給付	368
特例特定障害者特別給付	0
合計	4,833

17 自立支援給付費負担事業(自立支援医療(更生医療))

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 1,575千円
- ・対象者延人員 239人

18 自立支援給付費負担事業(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者が療養介護医療を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 296千円
- ・対象者延人員 17人

19 自立支援給付費負担事業(補装具費)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 1,917千円
- ・対象者延人員 133人

■補装具費給付状況

区 分	交付件数	修理件数	計
義肢	8	7	15
装具	42	7	49
座位保持装置	3	2	5
盲人安全つえ	6	0	6
義眼	0	0	0
眼鏡	7	0	7
補聴器	15	15	30
車いす	23	23	46
電動車いす	1	3	4
座位保持いす	4	0	4
起立保持具	0	0	0
歩行器	1	0	1
頭部保持具	0	0	0
排便保持具	151	0	151
歩行補助つえ	2	0	2
重度障がい者用意思伝達装置	1	0	1

※地域生活支援事業補助金関係

20 障がい者地域生活推進事業（障がい者自立支援・社会参加総合推進事業）

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が社会の構成員として地域の中で生活できるよう情報支援、文化スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加をする生活の質的向上を図るため市町村が実施した障害者自立支援・社会参加総合推進事業に対して補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 720千円

21 地域生活支援事業（相談支援事業）

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が行う障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 3市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 195千円

## 2 2 地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）

（根拠） 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 7市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,498千円

### ■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	2	盲人用体温計（音声式）	1
特殊マット	1	盲人用体重計	1
特殊尿器		携帯用会話補助装置	
入浴担架		情報・通信支援用具	
体位変換器		点字ディスプレイ	
移動用リフト		点字器	
訓練いす（児のみ）		点字タイプライター	
訓練用ベット（児のみ）		視覚障害者用ポータブルレコーダー	1
吸入器	1	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	1
入浴補助用具	2	視覚障害者用拡大読書器	1
便器		盲人用時計	4
T字状・棒状のつえ		聴覚障害者用通信装置	1
歩行支援用具		聴覚障害者用情報受信装置	
頭部保護帽		人口喉頭	1
特殊便器		福祉電話（貸与）	
火災警報器		ファックス（貸与）	
自動消火器		視覚障害者用ワードプロセッサ	
電磁調理器		点字図書	
歩行時間延長信号機用小型送信機		ストーマ装具	3 2 1
聴覚障害者用屋内信号装置		紙おむつ等	
透析液加湿器		収尿器	
ネブライザー（吸引器）	1	居宅生活動作補助用具	1
電気式たん吸引器	2		
酸素ボンベ運搬車		計	3 4 2

## 2 3 地域生活支援事業（移動支援事業）

（根拠） 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 361千円

## 2 4 地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 955千円

## 2 5 地域生活支援事業（その他の事業）

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 4,456千円

## VII-7) 施設福祉サービスの充実

### 1 身体障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の10(平成18年3月31日まで)

身体障がい者が身体障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担金を交付しました。

- ・実施町村 7 町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 19,208千円

### 2 知的障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の11

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

知的障がい者が知的障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担金を交付しました。

- ・実施町村 8 町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 40,657千円

## VII-8) 障がい者の地域生活移行の促進

### 1 県南障がい保健福祉圏域プランの実施

(根拠) 障がい者基本法第7条の2第2項

「ともに生きる社会」の実現を目指して、平成16年9月27日策定された第2次福島県障がい者計画において、地域生活への移行促進という観点から圏域毎に設定された数値目標にそって、サービス提供基盤の整備に努めました。

## 2 生活介護支援センターの整備

(根拠) 福島県地域生活支援基盤整備事業補助金交付要綱

施設に入所している障がい者の地域生活への移行促進と、在宅障がい者の日常生活の支援強化を図るため、補助金による施設整備を行いました。

- ・施設名 泉崎村障がい者支援センター
- ・定員 20名(通所)
- ・開所日 平成19年4月1日
- 設置主体 泉崎村
- ・運営主体 指定管理者 (社福) 牧人会
- ・施設整備補助金額 17,722千円(国1/2 県1/4)(本庁執行)

## 3 障害福祉サービス事業所の整備

(根拠) 福島県社会福祉施設等(自立支援関連施設)施設整備費及び設備整備費負担(補助)金交付要綱

市町村、社会福祉法人等が、直接又は間接に国庫負担(補助)金交付の対象となる社会福祉施設等(自立支援関連施設)の整備事業を行う場合に補助金の対象とし、施設整備を行いました。

- ・施設名 知的障害者通所授産施設 鮫川たんぽぽの家
- ・定員 25名(通所)
- ・開所日 平成19年4月1日
- ・設置主体 社会福祉法人鮫川福祉会
- ・施設整備補助金額 94,918千円(国1/2 県1/4)(本庁執行)

## 4 生活支援センターの設備整備

(根拠) 福島県社会福祉施設等(自立支援関連施設)施設整備費及び設備整備費負担(補助)金交付要綱

市町村、社会福祉法人等が、直接又は間接に国庫負担(補助)金交付の対象となる社会福祉施設等(自立支援関連施設)の整備事業を行う場合に、補助金の対象とし設備整備を行いました。

- ・施設名 生活支援センターこころん
- ・定員 登録者 95人
- ・設置主体 NPO法人こころん
- ・設備の内容 厨房設備の整備
- ・設備整備補助金額 2,960千円(国10/10)(本庁執行)

## 5 精神障がい者地域生活移行促進事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行促進事業実施要綱

社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活移行を促進するため、精神障がい者の退院及び地域生活での自立を支援し活動の場の提供や退院訓練等の支援を行いました。

県中・県南圏域が合同で、また事業の一部は地域生活支援センター・こころんに委託して実施しました。

(1) 社会資源に関する出張講座

開催日	場所	参加者数 (人)	
			うち入院患者
平成18年 9月15日	西白河病院	11	4
平成19年 1月25日	埴厚生病院	9	2
平成18年10月30日	県立矢吹病院	11	3
		計 31	9

(2) 地域生活支援センター・こころんへの委託事業

ア 自立促進支援協議会

- ・開催回数 2回
- ・参加者数 27人
- ・事業申請人数

西白河病院	埴厚生病院	県立矢吹病院	針生ヶ丘病院	計
1人	4人	2人	1人	8人

イ 自立促進支援協議会（ケア会議）

- ・開催回数 6回
- ・参加者数 54人

ウ 自立生活訓練の実施

- ・自立支援員 5人
- ・訓練実施者数 8人

6 地域生活移行調整会議の設置

(根拠) 福島県地域生活移行促進プログラム

県南障がい保健福祉圏域地域生活移行促進調整会議設置要綱

福島県地域生活移行促進プログラムに基づき県南障がい保健福祉圏域における障がい者施設入所者の地域生活への移行を円滑に進めるため、地域生活移行調整会議を設置しました。

■地域生活移行調整会議の開催

開催日・場所	主な内容	構成員	参加者数
平成19年3月1日(木) 県南保健福祉事務所 会議室	・県南圏域における地域生活移行の促進について	・事業者関係 (27) ・行政関係 (10) ・その他 (3) ・事務局 (4)	38人

## Ⅷ 保健・医療・福祉のさらなる推進

### Ⅷ－１） 健康危機管理の体制整備

#### １ 健康危機管理体制の整備充実

(根拠) 健康危機管理マニュアル

新潟中越地震や台風等の自然災害、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする感染症などの健康危機管理事例が頻発する中、災害時救急医療連絡体制や所内体制整備し、対応能力向上を図りました。

#### ２ 社会福祉施設等における健康危機管理対策

(根拠) 地域保健推進特別事業実施要綱

保健福祉事務所が地域における健康危機管理の拠点として十分な役割を果たすため、社会福祉施設等において感染症や事故発生を未然防止する平常時の対策を講じることが出来るよう支援することにより、安全・安心な施設管理運営を促進しました。

##### (１) 社会福祉施設等における健康危機管理研修

###### ア 社会福祉施設等における感染予防対策実地研修会

・開催日：平成18年12月21日

・内容：管内の社会福祉施設等の施設内を専門官とともに巡回点検することにより、感染予防の問題や課題を検証し、今後の対策に生かす。

(講師：東北大学病院 助手)

・対象施設：知的障がい者更生施設、介護老人保健施設

・参加者数：30人(管内社会福祉施設等職員)

###### イ 社会福祉施設等における健康危機管理研修会

・開催日：平成19年1月19日

・講演：健康危機管理対策について

(講師：県南保健福祉事務所長)

感染予防対策と感染症発生時の対応について

(講師：東北大学病院 助手)

・参加者数：52人(管内社会福祉施設等職員)

##### (２) リーフレットの作成及び配布

・内容：社会福祉施設等における健康危機管理対策のポイント

・作成部数：500部

### Ⅷ－２） 情報ネットワークの構築

#### １ ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する身近な情報を適時、速やかに当事務所のホームページに掲載し県民への広報の充実に努めるとともに、業務内容を再整理・体系化し保健福祉事務所の業務を容易に理解出来るようホームページを一新しました。

・ホームページアクセス件数 17,777件(前年度比7,455件増)

14年度 3,200件 15年度 2,900件 16年度 9,566件

17年度 10,322件



## 2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、患者調査、医療施設静態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ①国民生活基礎調査（世帯票）
- ②社会保障・人口問題基本調査
- ③第5回21世紀成年者縦断調査
- ④第2回中高年縦断調査
- ⑤患者調査
- ⑥医療施設機能調査
- ⑦社会福祉施設等調査

## VIII-3) サービス総合化のシステムの確保

### 1 県南地域保健医療福祉推進会議の開催

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉推進会議設置要綱

県南保健医療福祉推進会議は、県南地域における「安心して暮らし ともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成18年度は、県南保健福祉事務所主要事業、県南地域保健医療圏計画の進捗状況等について審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉推進会議 平成18年6月29日

- ・第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21（県南圏域計画）」の進行管理について
- ・平成18年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策について
- ・「地域医療の充実」対策について

イ 第2回県南地域保健医療福祉推進会議 平成19年3月7日

- ・平成19年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策（案）について
- ・平成18年度県南保健福祉事務所の重点事業実績について
- ・第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21（県南圏域計画）」の進行管理について
- ・医療制度改革について

## VIII-4) 保健・医療・福祉における研修の推進

### 1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

- ① エイズ・ピアエデュケーション入門講座
  - ・開催日：平成18年9月30日
  - ・講演：若者から若者へエイズ、性感染症の正しい知識、予防の大切さを伝えていく活動の展開方法について  
(講師：東北HIVコミュニケーションズ 代表)
  - ・参加者数：20人(大学生、看護学生)
- ② 市町村地域福祉計画策定研修会
  - ・開催日：平成19年2月19日
  - ・講演：地域福祉活動への期待と地域福祉計画の必要性について  
(講師：福島大学助教授)
  - ・報告発表：策定済市町村からの事例報告  
(講師：福島市及び南相馬市職員)
  - ・参加者数：55人(民生委員、市町村職員、社会福祉協議会職員他)

## Ⅷ－５） 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上

### 1 医師臨床研修「地域保健・医療」

(根拠) 医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 2人
- ・研修時期 平成18年9月～平成18年11月
- ・研修期間 2週間

### 2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

#### ■ 実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
獨協医科大学	3人	18年7月18日～7月21日
新潟大学医学部	1人	18年8月9日～8月10日
福島県立医科大学看護学部	6人	18年5月23日 18年6月16日
郡山女子大学家政学部	4人	18年9月4日～9月8日
ポラリス保健看護学院	6人	18年5月23日
会津大学短期大学部	1人	18年8月7日～9月25日
訪問介護員1級課程養成研修	4人	19年1月16日